

も候間、疎外に不致趣意を以、小商賣とは乍申、江戸も開候事に有之候。

江戸は小賣

我が談判委員の目的は、全く神奈川にあり。江戸開市は、畢竟ハリスの切なる要求に對する讓歩に過ぎず。是を以て江戸に於ける貿易は、唯だ當坐の小賣買、即ち小賣商人の手に一任し、大取引などは、其の眼中には無かつたのだ。

【七三】 日米條約第四次の談判 (六)

江戸開市の理由

- 一 江戸を御開之儀は、小商賣之爲に候哉。
- 一 右は長崎市中之如く、商賣差支無之候。

問屋の要

- 一 日本ものものに候とも、一纏に多くの品を調候には、右之問屋に無之候は、行届不申候。
- 一 亞人も、江戸之問屋にて、調候事相叶申候哉。
- 一 子細無之候得共、金川を開候は、只其國の船舶而已ならず、當方之船々も、同所へ輻湊いたし候事故、當今江戸に住居いたし候問屋は、多分彼地へ引移候様可ニ相成一候。
- 一 問屋に無之候は、數多の品は難買候哉。
- 一 何レにて買候共、敢て禁止候儀は無之、只問屋にあらざれば、數多の品を貯置候もの無之ゆへ、一纏之商は、必問屋に無之候ては、

差支可申候

彼方

一 亞人江戸表え來り候節、兼て望居候品々、數多並居候店有之、右店先に並ある品物不殘買入候事相叶候哉。

此方

一 相叶候

彼方

一 店先に箆筒並置候家有之、數五十調度と存候處、出來合僅拾のみに候間、猶四十注文いたし候事相叶候哉。

此方

一 右商人示談次第之事に候

彼方

一 亞墨利加にては、商賣筋に、ミニストル始官吏逆も關係不致候

公使商賣

筋に關與せず

一 江戸表にては、小さき物は無構、大なるものは、商賣不ニ相成こと申儀、何分難ニ相分候

此方

一 大なる品調度候は、可被調、素より大小之差別は無之候

一 此度條約爲ニ取替候上は、長崎表の如く、會所役人等立入候儀は無之、都て日本人同士の如く商賣爲致候積に有之候

彼方

一 只今御沙汰之處は、萬國普通之商法に御座候

一 何品に寄らず、價貴く申候は、商人之習に候間、己が氣に入候物のみ買入候は、當然之事御座候

一 只今箆筒五十調度、問屋え參り相尋候處、格別高價に候間、外之店に至り承合候處、數は不足に候へ共、手軽く調方相成、又外之店に行聞合候處、是又手輕に取入方相成候間、問屋之方を止め、外之店に

自由賣買の許可

て取集調入候事、則勝手之商法に御座候
此方

一 右様之儀に候へば、問屋に不掛調入候方宜候得共、問屋は元にて多く取扱候故、先々價も低く、小商人は問屋より受來り、僅に商賣いたし候間、自然と高價に有之ものにて候
彼方

一 仰之趣は、御尤に御座候

「此節問屋の譯合委細に申聞る」(朱書)

明問屋の説
關稅納の事

一 西洋諸州之望居候處は、役人不立入と申廉に御座候
一 羅紗其外持渡り候品に應じ、百兩にても、千兩にても、租稅差出し、水揚げいたし候上は、たとへ其夜類焼等いたし候共、又は數月買入候も之の無之、遂に本國え持歸り候に至るとも、右差出候租稅免除之儀などは、決して不申立事に御座候

一 初發商賣取開候節は、先は何品も賣れざるものに御座候。乍去稅は規定之通差出申候。カルホルニヤ、アモル等、何れの地にても、同様之事に御座候

我が談判委員は、頻りに問屋制度の利益を敷衍し、ハリスの方は、頻りに關稅收入の有望なるを吹聴し、貿易、開港の日本を利すること多大なる所以を、間接に鼓吹しつゝあつた。

【七三】 日米條約第四次の談判 (七)

此方

一 今般商法改候上は、長崎之如き仕方には無之、何れ大掛りにいたし候積、租法之事は、追て精々可談候

租法の事

ハリスは得たり賢しとして、左の如く其の講釋を始めた。

彼方

商賣の利

- 一 租法は尤大切之儀に候間、夫是之御談相濟候上、尙得と可ニ申上、且格別御國之御爲に相成候様、働置可レ申候。
- 一 商賣致し候は、二つの利御座候。
- 一 第一は商賣盛大に相成候得ば、國民富、第二には商賣盛なれば、租税隨て多く、租税多時は、政府之富知るべし。但租重ければ商賣不昌、人民次第に貧困に至り、租輕き時は、國民富て、政府却て貧し。二つのもの之取捨尤以心を碎かざれば、難ニ相成一事に御座候。
- 一 江戸と金川とは、餘り距り居、金川に住居いたし候ては、逆も江戸の商賣は難ニ出來候。右に付打明け御談可ニ申上一候。
- 一 品川に租税取立所を御建被成候儀は、政府於て御差支有レ之候哉。租税取立所とは、税關のことだ。

金川住居の不便

此方

- 一 先刻も申入候通、當方にてても大船の製造を許し、諸州え渡航爲致候筈に付、何れにも金川を開き、船舶輻湊之地と爲し、問屋を移して永世の計を不廻候ては難ニ相成、品川は瀬方多、難破之患も有レ之、逆も船舶下碇之處とは難ニ定候。其上差支之廉も有レ之候。
- 「地圖を按じて、水底之淺深等を示し、反復差支之趣を論辯仕候」(朱書)

彼方

品川開港の斷念

- 一 品川之碇泊所に不ニ相成一儀は、會得仕候。同所は思ひを絶し可レ申候。

ハリスは此の如く品川開港の事は、當時に於ては、事實不可能の次第を示されたる爲め斷念した。然も彼は江戸には中々執著した。

彼方

- 一 金川に住居いたし候て、江戸之商賣勝手との免許は、更に免許之詮無

レ之候

一 商人は利を得候事を主といたし候間、江戸の商民御沙汰之通大勢肩を並べ、金川え引移候得ば、別に江戸を願候には及び不申候。江戸に住居いたし、一今年之入費壹萬兩相掛ものに候はゞ、金川にては必五千兩にて、相止り可申、同所にて事足り候得ば、別段願は不仕候得共、何分事足候との仰落意不仕候。

一 江戸にて商賣をいたし候には、何れにても、居所を不設候ては難相成候。

此方

一 金川え商人共大勢引移、萬事差支無レ之様相成は、無疑事に候得共、江戸遠との儀に候はゞ、川崎最寄に居留いたし候ても官敷候へ共、荷物之上げ下げ其他之便利、金川とは同日之論には無レ之候。

彼方

金川の便

ハリス江戸賣の熱望

一 條約取結、亞人居留を願候は、元來商賣之盛に相成候様いたし度志願に御座候處、江戸にて商賣不ニ相成候ては、條約取結候證無レ之候。

一 江戸近邊は、淺瀬多之由に付、船舶は金川より内手えは乗入申間敷、其上段々之御談に付、品川は相止可申、左候時は、水夫等一切江戸え爲ニ立入申間敷候。

一 右之通取計候間、商民共之内追て願出候もの有レ之ば、其ものに限、江戸住居之儀御差免し被レ下度候。

彼れハリスは飽迄も江戸に向て突進せんとしつゝある。

此方

一 川崎に居住いたし候はゞ、差支は有レ之間敷候。

彼方

一 過日私出府之節、川崎を發し候より、自國の六時半にて、漸著府

川崎江戸間の距離

仕候

川崎、江戸間の六時半の行程は、當時に於ても、餘りに遅緩だ。

此方

一 其許は駕にて徐行被_レ致候故之事に候 平人之歩行は、右の見合には難_ニ相成一候

彼方

一 商人は、何れ駕にて往返いたし候事に候

此方

宿駕籠の早さ

一 當方には宿駕籠と云もの有_レ之、馬も不_レ及程疾く走り申候尋常一様の商人が、米國全權の入府同様、行列を立て、練り行く筈はないから、ハリスの江戸、川崎間の六時半の行程は、當時に於てさへも、固より基準とすべきものではなかつた。

【七四】日米條約第四次の談判 (八)

ハリスは、米國商人の江戸住居の已む可からざる所以を、左の如く語りてゐる。

要熟説

一 商人問屋方え罷越、夫々の品物一覽、直組等致し候には、早くても五日は相掛り可_レ申、是非居宅無_レ之ては、不都合に御座候

此方

日本委員 金川強説

一 金川にも數多之問屋軒を並べて、住居いたし候上は、態々江戸え來り候には及_{不_レ申}候

彼方

一 左候ては、江戸御開之證會て無_レ之、逆も商民之用は難_レ盡事と奉_レ存候

一 漆器の注文など、金川にては難ニ出來一候。

此方

一 金川開港は只今と申には無之、兼々被ニ申聞一候。年期も有之事故、夫迄には如何様にも行届可申、今般假條約相濟候儀、商民共普く知候はゞ、開港之頃迄には、百工悉く集り、一切差支は有之間敷候。

彼方

一 假令ば江戸表に漆工五百人有之、右之内には、衆人に勝れ候ものも可有之、又は一事に妙を得候ものも可有之、右之もの共不殘金川へ引移可申哉。

此方

一 如何様之品にても、問屋へ注文いたし候へば、其筋之職人え申付、不移ニ時日、何品にても、出來致す事に有之候。

ハリス問
屋の不
由を説く

一 先刻自由交易之御沙汰有之候得共、一々問屋を不經候ては難ニ相成一事にては、自由とは難レ申候。

一 譬ば箆笥五十問屋え注文いたし候處、五十兩に無之ては出來不致よし申聞、四十五兩に直引可致旨申入候得共、問屋承引不致候に付、職人え掛合候處、四十五兩にて可拵旨申聞候。是は自ら製して鬻候と、買受候て鬻ものとの差別有之、差向候處にては、瑣細之違に候得共、積候ては大なる損得に有之候。

此方

問屋職人
の辨別

一 問屋と職人之辨別、其國とは大に相違致居候。其許下田にて見知被居候哉、職人は一日僅の給分を取、問屋方え參り、品物を拵候儀にて、自分諸式を買入、己が手元にて製し候事は無之候。

彼方

一 右之處は、能相分申候。併、貳十軒之間屋、銘々下職を遣ひ、諸物を拵

ハリス問
屋制度の
誤解

出候處、内二軒は、金川え引移、拾八軒は江戸に殘居候。右引移候者は價高く、殘候方は價安く候はゞ、自ら江戸へ參り、安き方にて買候様相成可申候。

一 右之通問屋を定て、商賣御開被成候は、矢張内實は政府之御關係有レ之事と相聞申候。

ハリスは問屋制度を以て、何處迄も政府の干渉する方便と、曲解若しくは誤解してゐる様だ。

此方

賣込競争

一 政府にて商賣筋に關係いたし候儀は無レ之候。被ニ申聞一候通、金川之問屋は、萬一格外之利を貪、外國之商民是を忌、外にて調物等いたし候と承り候はゞ、競て賣込を目ざし候もの出張候様可ニ相成一候。是れ自然の競争にて、然らざるを得ざるものだ。

彼方

支那ホン

一 數年住居いたし候地を離れ、金川へ引移候は、不便申迄も無レ之、且同所之商賣も、數年を不經候ては、盛大には至る間敷候。

一 支那に巨商有レ之、彼國にてはホンと唱へ申候。初め五人に候處、後に拾四人と相成、此拾四人に限り、其他之ものは、洋入之商賣不ニ相成一事に極り居候。右故種々之混雜出來いたし、十九年前英國と之爭戰も、全く右より起り申候。其後支那人遂にホンを逐拂申候。

ハリスは支那の近例を援き來りて、又たしも當局者に肉薄した。

【七五】 日米條約第四次の談判 (九)

此方

一 日本にて問屋と唱候ものは、右支那のホンとは、大に相違いたし居候

問屋とホ
ンとの區
別

細民平商にても、金錢を得候へば、一夜之内にも問屋と相成申候。彼方

一 金川え引移候儀は、智あるものは、先は致す間敷、江戸の人々貳百萬にも餘る所を捨、目當もなき場所え赴候は、理外之所置と被レ存候。此方

一 日本人のみへ商ひいたし候より、外國商人えも取引いたし候方、利益も相増候事故、商賣の情に於て躊躇致すものは、決して有レ之間敷存候。此方

ハリス紀
憂に終る

此れはやがて事實が立證した。一たび開港せらるゝや、横濱は忽ち一の都市を現出した。ハリスの所説は、全く一種の杞憂にあらざれば、想像に過ぎなかつた。

彼方

一 壹今年に壹度歟貳度之商賣は、大造なる様にても、始終商ひ候方、却

て利潤も有レ之事に御座候。

此方

一 貿易相開候上は、亞國に限らず、魯蘭其外諸國之船々無レ絶間一參り居候事と存候。

彼方

一 商民共金川に住居いたし候ては、大鏡杯大名え可レ賣と存候とも、馬に乗て持行候儀も難ニ相成、手重之品は、別て難ニ取扱一候。

此方

一 問屋之事、其外共申入候儀、何分徹し兼候様被レ存候。彼方

一 問屋は格別手之延候商人と被レ存候。

一 私方にて買入候手續は、能相分候得共、大名其外え賣レ候儀は、何分不ニ相成様被レ存候。

ハリス金
川住居の
不便を説

此方

一 大名は自身市店え参り買入候儀は、素より不致事に候。買入度品有之節は、何地成共、家來差遣し候事に候。

彼方

一 大鏡など江戸の商人え賣可申と存候とも、携來候事不相成、何に付候ても、掛離れ居候故、差支申候。

此方

一 大鏡之如きは、寸法を以、凡の引會は相成可申候。

彼方

一 金之大時計之如きも、店先え飾置候得ば、通掛之平人並大名之家來等見掛、或は自ら買ひ、又は主人に申立候て、買調候様相成、自然商賣出來いたし申候。

一 此程より申上候商賣之大法は、國之富み候を主と致し申候。國富

商品飾置の利益

論争要點

不申候ては商賣繁昌は不仕候。一 商賣之高、一个年壹萬兩に候得ば、五千兩丈は、住居いたし候店と、土地え賣候様不致候ては、逆も捌方相成兼候。一 江戸え居住不相成候ては、如何様にいたし候共、商賣は行届不申候。

貿易港々にて致すの意味

一 外國にて居住は一个所に限り、貿易は港々にて致すと申は、如何之事に候哉。一 巨商は住居と商賣之場所とは、別々に家作補理候事にて、商賣は閑幽

之地にては難ニ相成、又繁華之地は、尺寸も有餘無レ之もの故、店は繁華之所
 に建、住居は閑地に取建、妻子等は、都て同所え差置申候。
 ネウヨルグ之商家は、晝は大勢打群商賣致し居、夜は鐵戸を鎖して、貳里餘
 の外え悉く退去いたし申候。
 此方の問と、彼方の答とは、互ひに見當が違うてゐる。

〔七六〕 日米條約第四次の談判 (十)

磐谷の例

此方
 一 右にては稍行違申候。暹羅のバンコツクの如きは如何に候哉。
 彼方
 一 暹羅は、バンコツクより日本里數壹里半之間は、同國え拾年以上滞在致

居住磐谷
 由に
 限る
 理

し候ものに無之ては、地を買事を許さず、只相當之價を以、貸受候事に
 有レ之、其他四十里四方之處は、右之年數無レ之もの逆も、自由に買受住居い
 たし不レ苦儀に相成居候。
 此方
 一 居住はバンコツクに限り候は如何。
 彼方
 一 商賣は國中勝手次第、尤住居は、都府に候間、バンコツクと極申
 候。
 此方
 一 左候は、バンコツクより壹里半の地に、滞在と限り候事に有レ之候
 哉。
 彼方
 一 バンコツクより一里半は地を借り、其外周廻四十里丈は、何人にても

地を買候事相叶申候。

此方

一 使節より先頃被差出候暹羅條約書に、滞在はバンコックに限り候事と相見申候。

彼方

一 右は第四个條に有之、其个條始より終迄、具に御覽被成候得ば、相分り申候。且暹羅は英國之所領に近く候故、英人之俄に來りて、王城近邊え堡塞を築候を恐れ、十年以下滞在之ものは云々との个條取極候儀に御座候。

暹羅の憂

暹羅の憂とするは英人にあり、故に英國に備ふる爲めに、上記の如き制限を定めたるものだ。

此方

一 右之境界外之港え來る外國人は、其所に滞在は不致候哉。

弊谷港

彼方

一 バンコック之港は、海口より拾貳里有之大河にて、岸深く、市街之上り段より六七間之場所迄大船も無子細一乘入候儀に付、下碇後は、直様上陸、勝手次第に散出致し、始終市中え止宿致し候。

此方

一 諸港といふは、皆河中の港に候哉。

彼方

一 川港も又海附之港も有之、バンコック計り稍繁庶、其他はシャンブーと申處、僅之産物等有之、併此地は極不安心之場所にて、中々數日碇泊等は不致處に御座候。

一 同所之産物は、鬱金、線香、象牙位之事に御座候。

一 シャンブーは、右様之地故、亞人は在住不致、産物之内可積入一品有之節は、バンコックより兼て注文致置、歸國之節、船を寄、積取候事に

弊谷以外の港

暹羅國中
旅行の事

御座候

- 一 暹羅はバンコック計にて、其餘は可レ數地も無之候
- 一 亞人は暹羅全國中、何れ之都も、旅行滞在いたし候
- 一 大抵著船之翌日は、象を借り、右に乗り、天幕を施し、所々遊行仕候
- 一 バンコックより出候ものは、米、多葉粉、鹽魚等に有之、誠に狭小之國に御座候
- 一 江戸、品川の住民は、暹羅一國の人口と、大抵同様に有之候
- 一 國民の半は、バンコックに罷在候
- 一 バンコックより四十里内の住民は、國中三分之二、四十里外の住民は、國內三分一に有之候
- 一 亞人は何れ之地にても、住居仕候得共、曠漠不毛之地は致方無之候故、右四十里内と、條約に認候事に御座候

一 御國も暹羅同様之條約被下候は、難有奉存候
 此の如くハリスは、其の自ら既に暹羅に施したる所を以て、之を日本に施さんとした。

此方

- 一 今日既に夜にも入、追々時刻も移候間、猶明日引合可申候

彼方

- 一 先刻御沙汰之通にては、迎も商賣は出來不申候
- 一 金川を限り、右より内手え亞船は不ニ差入、並品川を引戻、此程之三港を合、都合四港相止候儀に御座候
- 一 何事も速に相決し申度奉存候
- 一 明日は日曜日付、明後日御入可被下候

此方

- 一 承知いたし候

四港相止

右之通御坐候。以上。

此の如く頗る長談議であつたが、其の協商の成立は、ハリスをして九州二港、日本海岸一港、及び品川灣の四港の要求を撤回せしめたるに止つた。

【七七】第四次談判に關するハリスの手記

ハリス自
ら語る

ハリスの自ら語る所は、寧ろ簡單であつた。

一八五八年一月三十日 土曜日（安政四年十二月十六日）例刻に出會、談判委員等は即坐に江戸及び品川を開く可く提議した。けれども亞米利加人は、神奈川及び横濱に居住し、然も亞米利加人は、江戸に於ては、小買物をするだけのこととして、日本には問屋（Honjo）と稱する大商賣の階級がある。彼等はなる商店を所持し、何品であれ、幾許でも之を購買する準備がある。是等の

談判委員
提議

米人江戸
居住無用
論

問屋が神奈川に於て開店し、此處にて亞米利加人は、其欲する物件を賣買することが出るであらう。

談判委員等は、長々しく商賣の爲めに、亞米利加人が、江戸に居住するの必要なき所以を論議した。而して後予の大なる驚異までに、亞米利加人は、何處に於ても、其の品物と代價が、彼等の氣に入りさへすれば、一切政府役人の干渉なしに、勝手に買ふことも出来、又た誰にも彼が欲する人に賣ることも出来る旨を添へ云うた。

此れは全然露西亞や、和蘭との條約の重なる主義の全廢である。而して予が長き間、論争したる要點である。

喜ハリス驚
ハリスは實に此れを意外なる贏物であつたかの如く、其喜を誌してゐる。即ち "to my Great surprise" と云うてゐる。然も我が談判委員としては、此點は決して至難の讓歩ではなかつたであらう。彼等の痛手は、却て別處にあつたのであらう。

予は此れから亞米利加人をして、神奈川から江戸に往き、同日に神奈川に還り、斯くて往復三十七哩半の歩行をなしつゝ、然も當日江戸にて商用を處辯せしめんとするなどは、肉體上不可能の事である旨を説示した。されば斯かる規法は、何物も江戸にて賣ることを禁ずるも同様である事。問屋を相手に賣買するは、問屋を保護して、其の專賣制度を設くるに同じき事。高位と富との階級である大名は、一年の一半は江戸に居住し、然も其の家族は、江戸に定住してゐる。従つて通商の初期に於ては、江戸一ヶ所にて賣り捌く貨物は、日本全國より多量である可き事。然も其の貨物は、從來日本人には、其名さへ知られてゐない事。されば先づ第一に其の貨物を觀せしめ、其の用法を知らしめねばならぬ事、而して誰れにても先づ最初に其の貨物を購へば、それが手引きとなりて、追々と其れと同様の貨物が、他に購買せらるゝ事。斯くするには亞米利加人は、其の貨物を、江戸に持參し、大名等に示さねばならぬ事。此れが爲めには亞米利加人は、江戸に居住し、其の倉庫を所

有せねばならぬ事。日本帝國の二大府たる江戸、大阪から、亞米利加人を拒否しては、自由貿易を實驗するなどは、以ての外次第である事等を説示した

予は品川を開港場とするの提議を撤回した。而して亞米利加船舶は、神奈川港より以内には入らぬこととする旨を告げた。然もその代りに、江戸及び大阪を、通商貿易の爲めに開かんことを要めた

以上がハリスの第四次會見の顛末だ。ハリスは唯だ自己に必要な要點のみを手記したれば、其の録する所は、此れに止つたのは、決して怪しむに足らない。されど品川の開港は、許すも許さぬもない。此れは其の淺瀬にて、到底大船巨船の入港することが出来ない事實が、實際的には之を解決してゐる。如何にハリスが之を撤回したとて、それが何等日本に取りては、恩恵とはならない。然るにその代りとして江戸や大阪の要求は、ハリスとしては、餘りに過過ぎる話ではあるまい乎。

第十一章 第五次日米條約談判

【七八】日米條約第五次の談判 (一)

諸對外條約の基調

談判は尙ほ未だ半にも達しない。然るに斯く詳細に之を記載するは、如何にも徒勞であり、無用であると思ふ者もあらう。されど日米條約は、凡有る對外條約の基調をなし、其の談判には、當時の當事者として、最善の努力を竭したるもの。されば其の始末を傳ふるは、單に前人の功勞を傳ふるのみでなく、亦た世運推移の痕跡を、明瞭ならしむる所以であらう。

對話書 五

井上信濃守
岩瀬肥後守

十二月十八日、於ニ蕃書調所ニ亞墨利加使節え應接仕候趣、左之通に御

座候。

一應挨拶畢。

此方

日本商賣の仕方

一 此程及ニ談判一候内、問屋之儀は、何分會得參り兼候様被レ存候。右は過日も申入候通、今般商賣相開候上は、行商居買之無ニ差別一隨意に取引相成候事故、問屋之手を不レ經候ては、何品も賣買不ニ相成一と申儀は更に無レ之、此處得と不ニ相分一候ては、談判も行届兼候間、當方一體之商法等、書面に致し相示し候様可レ致、左候はば、其方之都合にも相成候事に可レ有レ之候。

彼方

一 被ニ仰聞一候商賣之仕方、私於ては、能相分り居候様存候。一 御國於ては、是迄外國人と交易被レ成候儀無レ之、私より申立候商法は、西洋諸州之振合にて、御國之商法とは格別相違いたし居候。

外國商法と日本商法の違ひ

第十一章 七八 日米條約第五次の談判 (一)

- 一 貳百年前ホルトガル人渡來、平戸に於て商賣相始、和蘭人も同様、同所に於て賣買いたし候。
- 一 ホルトガル人御構相成候より和蘭人支那人共、長崎へ御引移し、商法も夫々御改相成申候。
- 一 其後只今に至る迄、其頃之御趣意を以、長崎一港に限、他所は何れも御鎖相成居候。
- 一 長崎表商法も、百年以來別て窮屈に相成、持渡り候貨物之員數口口柄、並御渡被成候代り品之高、並買受候問屋之額數等、都て嚴重に限を御立被成候。
- 一 然る處、今般商法御改革にて、品の員數、問屋の額數無漏調候様相成、且箱館表も、同様之振合に御開被成候様相成申候。
- 一 右は勝手交易之中え、僅に一步御踏込相成候迄之儀に御座候。
- 一 大統領申付候は、勝手交易之一儀に有之候。

勝手交易の意義

一 右勝手と申候は、貴顯之人を始とし、問屋、細商、農民、水夫に至迄、銘々心次第無ニ差障一賣買相成候儀を、申事に御座候。

一 日本人之亞墨利加人に賣、亞墨利加人之日本人に商候事、農商樵漁之無一差別、隨意に取引致、政府にては、禁じも勸めも不レ被成を、勝手交易とは申候。

金川繁盛の豫想

一 過日被ニ仰聞候趣にては、大半右之思召と奉存候。自國之者共、何人より品物買入候ても、御差支無之よしに御座候。

一 金川は數年之内、必盛大之交易場と相成可申、私一覽仕候所にては、江戸海中第一之好灣と奉存候。

一 形勢之宜土地は、必繁昌致す者に御座候。

一 追々御造立相成候外國形大船は勿論、外國之船舶も、金川に無之ては、外に碇泊可致地は有之間敷、左候へば、外國より輸入之品も、外國へ輸出之品も、必同所に懸り候儀故、租稅取立所を御立被成候には、届

竟之地と奉存候

一 積越候荷物は、先は開港之土地にて、賣拂候事に御座候。

一 船中入用之鐵鎖鎖及桅等之類は、就中金川に無之ては、賣捌方相成間敷候。

一 他所へ出遊等不相成、水夫共日用之品は、都て金川にて可買調事に御座候。

一 左様之事は、都て差支は有之間敷候得共、右にて事濟候と申には無之候。

江戸開市
執著

彼は此の如く神奈川の有望なるを識認し、且つ言明しつゝも、決して此れにて満足せず、更らに江戸の開市を熱望し、且つそれに執著して、是非共その目的を達成せんことを勗めた。

〔七九〕 日米條約第五次の談判 (二)

江戸商賣
の便

ハリスの申分は、尙ほ以下に接續してゐる。

一 玩器などに至りては、逆も江戸に無之ては、捌方相成申間敷、其他何品にても、十が九迄は、江戸に捌け、残一分丈を、日本全州へ賣渡候様相成可申と奉存候。

一 彼我各物の便利を悟、互に懇望致し候様相成候は、則金川繁昌之時來り候儀に御座候。

一 土地之繁昌は、年月を期て相成候ものに無之、且假令無此上金川繁昌致し候とも、土地之廣狭人口之多寡、逆も江戸に比へ候儀には難至候。

金川到底
江戸に及
ばす

一 此程人氣居合方之儀之御沙汰御座候。右に付可申上候。

一 江戸御開は千八百六十三年(文久二、三年)之儀にて、右より前三年半に、

外人居住
混雜は札
憂

石炭坑採
掘談

金川港御開、且三年後には、ミニストル參り可申、左候へば、御開迄には江戸の人民も、追々外國人を見慣候故、五ヶ年の後、僅廿人内外の者、江戸え住居致候、迎住民驚怪いたす理は、絶て無之事と奉存候。

一 外國之者共、住居御差許相成候ては、自然意外之混雜も可生哉と、其邊深御懸念之御様子候得共、夫は聊御氣遣被成間敷、ミニストル參り、同人之舉動等都下の住民親しく見及候はゞ、速に打解候様、相成可申候。

- 一 外國之商民、江戸に住し、商賣相營候は、尤肝要之事に候。
- 一 外民住居いたし候共、僅二十人内外之人數、江戸の住民に較候得ば、實に九牛の一毛に御座候。
- 一 江戸居留之儀、御許無之候ては、商賣之半を、御斷り被成候筋にて、十分之條約には無之候。
- 一 外民御差置被成候得ば、商賣の儀而已に無之、此節石炭坑追々御見出

しのよし、右石炭に付ても、ガスを拵へ、テールを取候事など、大仕掛之仕方を、御傳授可申上候。

此方
一 右は、當方にて、昨年より致居候。
流石に我が談判委員も、ハリスの廣長舌には、たまりかねたと見え、斯く一言を挿んだ。

彼方
一 其外種々之術藝を心得候もの御座候間、御國益相成候儀、必可有之候。
此方
一 只今長崎表之儀被ニ申聞候節、問屋之類數を云々と被ニ申候得共（參照七八）、同所にて、是迄外國之商賣筋に携候内、問屋と申ものは更に無之、右は定て入札商人之事に可有之、此度金川に引移り取引いたし候問屋と

問屋と入
札商人と
の別

金川住居の便利

申者は、右之入札商人抔とは、大に事替り候ものに有之候。彼方
一 江戸も御開被成候共、金川にて萬事江戸之通用辨出來致し候はゞ、態々江戸え罷出候儀有之間敷、金川に住居いたし候方、失費も少く、便利も宜御座候。

問屋とホンの相違

此方
一 問屋を支那之ホン同様なるものに被ニ心得候ては、大に間違申候。何れにも書面に致し、猶可ニ相違一候。彼方
一 御認被下候はゞ、頂戴は可レ仕候得共、問屋之儀は、能相分り申候。支那のホン之儀申上候得共、問屋は定數無レ之よし被ニ仰聞一候にて、ホンと一様には無レ之段了解仕候。一 金川にて事足り候上は、江戸御開相成居候とも、無益に罷出候儀

江戸一時逗留の許可

は、決して不致儀に御座候。此方
一 左候はゞ、金川を居留之所といたし、江戸市中に場所を定め、商賣の爲、一時逗留致し候丈を、可ニ差免一候。妻子等召連之儀は、難ニ相叶一候。一 附ては當今條約書えは、何年何月江戸を可レ開と認置、五ヶ年を経て、右場所談判之上、差定候様可レ致候。此の如く我が談判委員は、外人の江戸逗留に付き、制限的にハリスの提議を受納した。

【八〇】 日米條約第五次の談判 (三)

此方

一 支那にては、千年來外國と商賣致し候よし之處、方今尙外民之滞在いたし候所は、開港場所に限り、北京に住居致し候もの逆は、更に無之趣、右に付ても歐羅巴と違ひ、亞細亞洲風の開きがたきを推察可被致候。

一 政府於ては、外國の情狀を明察し、五ヶ年の後は、申入候如く、夫相許候筈に決定いたし候得共、衆庶の固著、何分氷解難ニ相成、當今速に取極置候事、尤以差支申候。

彼方

一 別に伺候儀は無ニ御座一候哉。

此方

一 遽然取極之難きを打分申入候事に候。

「品々右之趣意申聞」(朱書)

とあれば、我が談判委員等は、極力此點を辯疏したものであらう。

此方

一 既に交易も相許し、斯談判いたし候儀故、中々以一時通れの儀等可ニ申入事には無之候。

彼方

一 私よりも恐嚇之事は不ニ申上、只理合を申上候儀に付、能々御勘考可被下候。

一 私儀は御國政府の爲め、如何計か力を盡し罷在候。萬一明日にも意外之變事出來いたし候はゞ、御國の爲、死を不顧、劍を抜て、相禦候心得に御座候。

ハリスも随分思ひ切つて斯く云うた。併し此れは必らずしも悉く外交上の掛引言葉のみとは受取られない。元來ハリスは感激性の男兒であつたらしいから、時としては眞面目に斯く觀念したかも知れない。但だ全部その通りとは受取る可きものではあるまい。

支那開港

彼方
 一 支那も英佛と再度之條約、最早取結相濟候事と相考申候。
 一 同國も五港之外、新に數港を開、北京其外何レの處にても、無ニ差支自由に商賣相成候様罷成候儀と存候。

此方

一 國君の居所を開候は、國人の別て難んずる事に候間、委細之儀は、五十年の後に至り、得と談判可致と申入候次第、得と推考有レ之度候。

江戸開港
五年延期
提議

彼方

一 亞人御城え罷出候儀、御差留に候は、罷出申間敷候。
 一 江戸御開之儀、人心之居合に拘り候儀に候は、無ニ餘儀一事に候得共、御國より亞國え御許之儀、第一は江戸御開之儀に有レ之、亞國より御國え允し候儀は、貳十廉も可有レ之候、御國人條約を遍く見盡し候得ば、決して不平を抱候儀は有レ之間敷候。

ハリス五
年延期
不承諾論

一 江戸に一町丈に、場所を限り、一時之住居を御差免之儀、五十年を経て、御談可有レ之との趣を、條約に載置候儀は、不都合に御座候。

此方

一 條約には五十年之後、江戸を可開とのみ相認、右期年に至、場所等之事、猶談判可積に有レ之候。

彼方

一 一町に限り候事に御座候哉。

此方

一 廣狹等は、都合次第、一町と限り候儀は無レ之、不用に候は、半町にても、又有用に候は、二町にても、其節之模様は、寄可ニ相定、但往來を挿て住居爲致候積に候。

彼方

一 條約書に不載置候ては、萬一私死去、其跡にてミニストル參り、御

懸合いたし候節、證據無之、自然混雜等可引出一哉と奉存候此方

一 生死難計は、此方逆も同様之儀に候間、右談判之趣は、別紙に認差遣し置可申候

江戸開市には、我が談判委員も、餘程苦心したるものと思はるゝ。

【八二】日米條約第五次の談判 (四)

彼方

ハリス條約外取極困難を説

一 大統領より私差越候は、兩國政府之條約取極候爲に御座候間、約書外之儀は難取計一候
一 大統領儀江戸は商賣第一之地と存居候間、逗留迄之御書付、本國え

居留制度承認

持参いたし候ても、取上は仕間敷候

一 初發は兩國人民雜居之儀を主と致し、御開港之儀願立候得共、右にては、政府にて御差支之儀精々御談も有之候儀に付、格別勘辨を盡し、商民等之住所は、金川、箱館、長崎、其外とも其地之官吏、鎮臺と談判之上、一方に區別いたし候様可爲致候

此の如くハリスも、強ひて雜居を要めず、居留地制度にて、満足する旨を申し述べた。

一 萬一鎮臺官吏談判不行届一節は、ミニストル又は私政府え出、御談判可申候

出島同様の扱拒絶

一 區別いたし候逆、出島の如き御扱は、御免可被下候
長崎出島に於ける、蘭人の生活は、先づ體裁のよき拘禁同様であつた。如何に居留地として、斯る取扱は御免を被りたしとは、ハリスの希望であつた。

一 江戸の一條は、先暫此儘差置、ミニストルえ御任せ被成候ては如

何。

當分の文
意不都合

一 江戸御開三年前には、ミニストル參り候間、其節同人と御國政府との御引會に相成候方、双方不都合有之間敷候。

一 彼理取極置候條約中に、當分と申文意有之、右に付、品々餘論差起、是迄困入申候。附ては只今も當分住居と相成居候ては、矢張後來六ヶ敷可相成、當分との文段改置候様致し度候。

此方

一 當分と申には無之、商賣之爲と認置候積故、三十日又は四十日逗留いたし候ても、商用之爲に候得ば、不苦事に候。

彼方

一 右にては、金川の住民と貳重に相成申候。

此方

一 過日ネウヨルグの巨商は、日日街頭の商ひ所え通ひ、晝は商賣いたし、

紐育巨商

の住居と
商店

夜は鐵戸を鎖し、貳里計も有之處の居宅え歸候よし、左候得ば、只居宅えの距離は異り候得共、出張り候て商賣いたし候廉は、少しも違ひ無之事に候。

彼方

江戸と金
川は餘り
距離大

一 右は少々御解達と奉存候。パレリス、ネウヨルグ、ロンドン等何

れも繁花之地は、仰之通り、賣り場は別に有之、晝は出張、夜は歸り、日

日妻子一同食事も致候事にて、諸事差支無之候得共、江戸と金川とに相成

候ては、右之振合には無之、妻子と遠く離居致、萬端不都合を極候儀に

有之、尤蒸氣車にても有之、朝夕往返出來之儀に候は、子細無之候。

一 僅之人數在府之儀、左迄御差支は有之間敷、右之意味合、何分會得參り

兼候。

支那滞在
の外人

一 支那は千年程以前より商賣相開け、追々交易も盛大に相成、ミニストル始、夫々の官人並商民等、妻子を率、罷越居候得共、支那全國に滞在之

公使館人
數と商民

外人千人には及不申候。

一 ミニストルには、セケレターリスと申屬官、其外召遣之もの共、相應に有之候間、假令江戸之外、商住居御許に相成候とも、商民の人別は、迎もミニストルの人數には及申間敷候。

一 亞墨利加は、御國の爲、數个事を允し、領内の港は不殘相開申候。此方

一 是迄開け居候國と、是より開き候國とは、一概同様には難參、當方於ては何分許多之差支有之、其國のごとく相開候儀には至り兼候間、其國おのても、我國の振合に準じ、諸事對待に被仕向候様存候。彼方

一 大統領懇切之條約、右様之儀にては、十分行届不申候。

〔八三〕 日米條約第五次の談判 (五)

諸事一様
を尙ぶ

此方

一 諸事不同様候ては、後來夫が爲に不都合之儀等出來致、不宣候間、我國之もの、其國へ參り候節は、矢張その國之もの、我國へ參り候節取扱候通り、遊歩之里數も、相應に被相立候様存候。彼方

一 御尤之御儀、併右は其方様より御乞被成下一候には無之、私方より差出し候儀に付、右様いたし候上は、其御方にても、是非个様可被成と申上候儀には無御座候。此方

一 亞國丈けに候得ば、子細も無之候得ども、商賣相開候上は、これまで名も聞不及國々よりも、船舶差越候様可相成、其節彼は許し、是は不

差免と申儀にも難ニ相成一、是非一様に取扱候事故、見留も無レ之、聞届候儀は、迎も出来難レ致候

廣東人條約反對運動

一千八百四十一年(天保十二年)支那と英吉利との戦争相収り候節、廣東府の一部を、六年之後相開候積り、兩國之全權條約取結候處、右年限に至、士人英人を忌嫌ひ、條約之不_レ宜を憤り一揆を起し、官府之敵對致し候に至り、不_レ得_二止事_一、右之條約を英國之使節取戻し候事有_レ之候

一 御國におゐて人心居合不_レ申候とて、右様之儀は有_レ之間敷候へ共、萬御開之期に至り、御差支之事出来候は、其段ミニストルへ御掛合可_レ被_レ成、左候は、同人より其次第、早速政府へ申立、其模様に応じ、御開不_レ被_レ成様ニも相成可_レ申候

一 今より五年の後に至り右様の儀出来いたし候事は、決て無_レ之事に御座候何時も引例は隣國の支那だ。特に英清の葛藤は、ハリスの尤も好んで屢ば我

ハリス價

用手段

に迫るの道具に供したるもの、然も餘りに屢ばすれば、我も追々と其手には乘らないこととなつて來る。

日本の人

此方
一 被_二話聞_一候處に付、尙勘辨有_レ之度、一體日本の人氣は、一致いたし候國風に付、萬一之儀出来致し候節は、支那士人之如きに無_レ之、衆心一同いたし、其末如何可_二相成_一哉、此處實に掛念之第一に有_レ之、混雜相生し候後に至り、夫是取扱候より、機先を察し、豫じめ其防不_二致置_一候ては、難_レ叶事有_レ之候

日本側でも、聊かハリスに向て、逆襲を試みた模様がある。我が談判委員も、中々以て拔目がなかつた様だ。

騒動必ず兆あり

彼方
一 騒動之起り候は、其兆必可_レ有_レ之、其萌し候節、早く御處置御座候は、事穩に相濟可_レ申候

日本都府
開放困難

此方

一 支那は商賣相開 候より、既に千年にも及 候 處、尙僅一區を開くに付、無限騷動出來之よし、我國は數百年來外交を絶し、洋人之自委を見及び 候 ものは、僅に長崎住居の者に限 候 次第之處、俄に貿易を開、又國君之居所を開 候 は、支那之一區を許せしと、其難易素より日を同して不可論儀と存 候 篤と勘考可有之 候

彼方

一 私儀、今より四年前、支那國中を遊歴致し、其土地之鎮臺等には、悉く面會致し 申 候
一 日本にても、政府おゐて御開濟候はゞ、只今箱館より長崎まで、壹兩人にて旅行致し 候 とも、決して差支等は有之の間敷と奉 存 候
一 日本人五拾人之内、四十人まで外人と交易之 志 有之候はゞ、夫にて十分に御座 候

在住と居
留との相
違

此方

一 江戸表之儀は、妻子を携 候 と不携 と之相違而已に御座 候
一 在住と逗留とは、國內え之聞大に異り申 候 只妻子を嫌ひ 候 儀には無之 候

彼方

一 右にては兎角仇敵之如き、御取扱にて、懇親之廉は、更に無之 候
此方
一 仇敵之取扱に致し 候 儀に候はゞ、右様何事も打分て談には及不申 候

彼方

一 妻子無之者に候はゞ、居留差支無之 候 哉
此方

一 逗留に候はゞ、三十日にても五十日にても、乃至六十日にても、聊子細無之 候

逗留許容

只人心折
合に拘る

彼方
 一 江戸之商賣御許し、右様逗留も無差支、只妻子を連候事不相成との儀は、全く妻子を御嫌ひ被成て之事に御座候。

此方
 一 決して妻子を嫌ひ候には無之、只人心之折合方に拘り候故、右様談および候儀に有之、尤無際限、右之通り可取計と申には無之、先神奈川を開、五七年を経候内には、人心も盡く居合可申、其節に至候は、又取計方も可有之、始終當今之規則を變じ候儀は、難成と之趣意には無之候。

我が眼目

人心居合の四字が、我が談判委員の眼目だ。彼等は此の四字の爲めに、ハリスを相手に、斯くは苦勞をなしつゝあつた。然もハリスは之を察したる乎、察せざる乎。何れにもせよ、江戸開市に向て、突進して、遮二無二その申分を貫徹せんとした。而して此れが双方の折衝の要點の一であつた。

商業の爲
滞在

【八三】 日米條約第五次の談判 (六)

彼方

一 私同様單身之者、神奈川に参り居候處、五個年之後、商賣之ため出府いたし、御定相成候場所に至り、貨物を並べ、御國人と賣買いたし、一今年も逗留いたし候は如何。

此方

一 商賣之爲に滞在致し候は、差支無之候。

彼方

一 妻子有之候もの、妻子は神奈川え残し置、前之如く商賣致し、一今年も貳今年も、時宜に寄、五今年も逗留致し候ては如何。

此方

一 子細無之候。

彼方

一 左候はゞ、全妻子を御嫌被成候事に相違無之候。

此方

一 前々も申聞候通、妻子之上に論無之、居住と逗留と之名義を重じ候故に有之候。

只人心居合の爲

居住とは恆久的のもの、逗留とは一時的のもの。一時的のものが、如何に長引きたればとて、仍是れ一時的のものたるを失はない。此れが我が談判委員側の所説だ。事實は殆んど同一にして、徒らに文字の上に拘泥するが如き嫌ひあれども、それは所謂人心居合の爲めに、斯くは分別したものだ。

彼方

妻子携帶由を嫁ふ理

一 妻子を携候も不携も、商賣に付、逗留いたし候は、同様之事に可有之候。

此方

一 單身なれば、事濟次第引拂候意は、自然に相備、妻子携居候ては、先は居住之姿に相成候に付、妻子同道不相成と申達候儀に有之、併只今も申入候通、五ヶ年も六ヶ年も、人心不居合と申義有之間敷、居合次第便宜之取計方も有之事に候間、夫迄之處、承伏難成との筋合は無之事と存候。

ハリス頑張り

我が談判委員の所説、如何にも事情を曲盡してゐる。然るにハリスは、何處迄も頑張りて、中々それを承引しなかつた。

彼方

一 妻子を捨て、商賣を致すべしとは、何分條約に難認候。

此方

一 條約に認入候ては、不都合に候はゞ、云々之儀は、別紙に相認、全権名判致し可渡遣一候。

彼方

一 何れにも條約に不載、漏れ居候ては、不都合に候間、左之通認加候様仕度候。

「於レ席、使節英文に認、通辨官蘭文に譯し讀レ之」(朱書)

千八百六十三年第一月第一日(文久二年十一月十二日)之後、江都を、亞墨利加國人に、事をなす爲に可開、彼者等其事のため、据る所之場所は、亞墨利加國之チフロマチーキ、アゲントと、日本政府にて可取計一事。

住居滯留の差別

一 右にて子細無レ之候得共、住居滯留之差別一切不ニ相分一様存候。

彼方

一 文言中に、事をなすため云々と有レ之候上は、住居に無レ之事相分可申候。

此方

一 左候は、條約にも認入候儀に付、蘭文に相認被ニ差出候様存候。

候

彼方

一 承知仕候。

此方

人心居合由心配の理

一 此程より人心居合之事に付ては、政府於て深く心配いたし候との儀は、決して空理を説候に無レ之、追々航海を開き、諸州へ船舶差向候も、國人をして、外國之人情風俗を知らしめんが爲に有レ之、支那之外情に慣て、却て鎖蟻致し居候と、一樣に被レ見候ては、當方之意徹兼候。

此れは正しく我が談判委員の本音である。彼等は決して口舌の間に、苟且儉安の小策を弄せんとするものではなかつた。

彼方

一 西洋形之大船造立之儀、最早商人共え御免相成候哉。

此方

大船造立の事

一 商人共はいまだ外國形之大船之利得を辨へ不申候故、大金を出し、自ら造立候者未だ無之、政府於て造立候船を借度旨、此節頻りに願居候。

「前書申立候千八百六十三年云々と之趣、蘭文に認取差出候」(朱書)

此方

一 最早追々時刻も移り候間、被差出一候書面翻譯申付、一覽之上猶明日引會候様可致候。

彼方

一 承知仕候。

右之通御座候以上。

此の如くして第五次の談判は終りを告げた。

第十一章 第六次日米條約談判

【八四】 日米條約第六次の談判 (一)

談判長引
きの原因

日米條約談判も、頗る長引いた。それは我が談判委員が、最善の努力もて、我が間に善處せんことを勧めた爲めと云はねばならぬ。而して他の理由のひとしては、ハリスが容易に我が申分を聞き容れなかつたことも數へねばならぬ。

亞墨利加使節應接大意 六

十二月十九日(安政四年)於ニ蕃書調所、應接大意左之通御座候。

一 應挨拶畢て

彼方

一 御沙汰之趣可奉伺候。

此方

一 昨日被ニ差出一 候 蘭文草案、參照 八三〇 翻譯之上兩人(井上信濃守、岩瀬肥後守) 披見いたし 候 處、亞墨利加人事をなす爲と有之候。同じ事ながら、亞墨利加人に商賣之爲にといたし度候。

一 事をなすと 認 候は、即ち商賣の事にて、外之事には無之候。

一 素より商賣之條約故、商賣之事は、知れ候事なれども、只事と有之候ては、惡事も善事も、賊をする事も、又人を救ふ事も、事に候間、一般之國人には分り難く候。

商賣の爲の解

一 商賣之爲とのみにては、醫者、洗濯人、炊夫等參りがたく坏、種々譬喩を引、往復辯難互に有之て後、

一 事をなすと申は、用向を辨ずる爲といふ事に御座候。猶和蘭文にて、其

彼方

方様思召之處を、御認御見せ可被下候。

此時商賣に付て之用を達する爲と加筆、又末之所、其事之爲逗留之地所は、別に區を定むべしと認爲見申候。

彼方

一 商賣之用向を達する爲と有之候ては、只今申上候通、炊夫、醫者も參り候儀、不ニ相成一譯に相成候。

一 先右之廉は差置、京、大坂之事は、如何御座候哉。

一 轉京、大坂の問題となる。此れがハリスに取りては、何よりの重大問題だ。

此方

一 京師は過日も申談候通、決して不ニ相成一候。大坂も是に準じ難ニ相成一候。

彼方

一 何故大坂は右様御差支被ニ仰聞一候哉。

此方

京大坂間題

大坂差支の理由

一 外之差支は無之、度々申入候通、皇居近傍ゆへ難ニ相成一候。尤其代り大坂近傍之地、古來外國通商有之地を、開候様にも可レ致哉と存候。地圖其外相示す。

彼方

一 京師は御沙汰之趣を以、相止メ可レ申候。

此方

京都不開放の因

一 打明ケ申談候得ば、國中之人心外國人を忌嫌候情何分解兼候。然るに日本古昔外人を近づけ候節も不開地を、數百年鎖國之後に至り、却て京師の近傍を、外國人の爲に開くといふ事、如何にも難ニ出來候。此れは我が談判委員としては、言葉通りの打明け話した。

彼方

一 御國地之内、江戸を第一とし、大坂は是に續き候好き地にて、川筋四通五達、商賣都合宜、船具其外取扱ふにも便利、地も廣く人も多ければ、商

ハリス江戸大阪を好む理由

も隨て盛に可ニ相成一此地を除き候ては、商法狭少に相成、外之地所にて御開にては、十分の一と相成、商賣も又十分の一の小商賣に相成申候。大坂近之御開之地、何方に候哉。

此方

堺の便利

一 大坂近にては、堺に候。右も京師近なれども、昔時意斯波泥亞等え開きし地なれば、右等之廉を以、國人えも告諭すべくと存候。

彼方

一 昔時は、外國之寺坏、都にも有之候由、古書に相見申候。

此方

一 夫は織田氏之居城、濃州（江州）安土南蠻寺にて、其時の將軍の居城故、外國にてはひたすらに、都下と唱しものと被レ存候。事實相違之事に候。

【八五】日米條約第六次の談判 (二)

ハリス大坂執著

ハリスは、中々大坂には執著した。彼は我が談判委員の説明を聞いて、京都が思ふた程の繁華の場所ではなく、商業上の重要地でないことを解したれば、それを譲歩したが、大坂に對しては、京都程容易に我が拒否を承引しなかつた。

彼方

一 大坂御開不被成候は、思召違と奉存候。此度之條約に付、二ツ之旨意御座候。第一には、私拔群之好意にて、御國の安全を謀り、第二には十分の條約、外國人の信服する丈に整ひ、外國より彼是と願出し候事無之様にいたし度、右兩様之全を謀り申候。外國人を押付、又は押除け候條約にては、必不快を懷き可申候。

ハリス好意の解

此れは全然掛引上の文句とのみは、受取られない。ハリスは「拔群の好意」と

云ふが、それは自國の利益を第二としての意味ではない。先づ合衆國の利益を主とし、次には日本の爲めにも悪しくなき様にと考へたに相違ない。乃ち此の意味としての拔群の好意だ。

此方

一 此節大坂之儀は、何分難整趣、再々應辯論仕候。

彼方

一 右堺之代御聞き場所は無之哉。

此方

一 右代りに可相成は兵庫港に候。

地圖を論案す。里數戸口等を示し候。

爾來日本外交史上に、幾多の問題を惹起したる兵庫開港の一件は、如上の順序もて、始めて局面に顔を出し來つた。

彼方

兵庫開港問題
出づ

一 是は格別懇切の意にて申上候。界に租稅取立之御役所を御取立、亞米利加商民爰に住居いたし、晨に大坂に出て商ひし、夕に界に立歸り候事に相成間敷哉。

此方

一 政府役には相分り居候故、勘辨も可致なれども、毎々申上候通、國中之人心折合何分六個敷、右之儀も難相成一候。

彼方

一 右は姑らく差置、第七條之儀は、如何御座候哉。

此方

一 ミニストル、並、コンシユル、ゼネラールは、旅行差支無レ之旨に決申候へ共、其以下は不_レ相成一候。且又條約草案中に、國之或る部と申は如何なる意に候哉。

彼方

一 或る部と認候は、日本州をさして申候。

此方

一 ゼネラール官吏以上之外は、其開港之場所々々にて、境界を取極むべし。

彼方

一 壹年以上住居之者、旅行之儀は、如何御座候哉。

此方

一 迎も整ひ難き事に候。

彼方

一 壹个年より少く住する者は、旅行は不_レ仕、其上下文に性質宜人物と申事を認置候。

一 亞人旅行之主意は、其土地々々にて、産業の様子を視候外、別意無_レ之、一應商人其所に巡廻いたし、元方え引合置候得ば、其後は日本人を雇

又人心折合を憂ふ

旅行整ひ難き理由

亞人旅行の趣意

類にて、決して差支無^レ之趣、押返し申聞候

種々の譬喩、反復強辯。七十餘年後の今日（昭和四年）に於ても、井上清直の豆州熱海にて實驗したるところは、依然其通りである。本文の著者も、記して此に至りて、今昔の感に勝へない。

偏に人心
折合の爲

一方
一 大統領より格別懇切の意を以、我國安全を深く心配して、使節を差越したる意に愛で、爲しがたき事迄も、格別於て政府一心を盡し開きしは、兼て申談候。通り之事に候。然るに遽然として外國人民全州を旅行するとの儀は、閩境の人心に障り、これが爲に、國內安全ならざるに至る。詰る所官吏は公事互の懇睦の事を取扱ふ爲なれども、小民利を謀る爲に、國中の騷擾を生ずる事をなすは、親睦懇切の情を批する筋にて、其國に於ても、これを好む儀は有^レ之間敷、勿論人心不^ニ折合一と、いつく迄も見留もなき事を唱候筋に

無^レ之、廣く航海を開き、偏く萬國之風俗土宜を問ひ、人心慣熟に至りては、一舉手一踏足、眼前之事にて、昨日咄されし支那杯の如く、條約をなしても、其儘抛擲し置、先々さらに見据も無^レ之不始末を致し候。儀は、思も寄らざる事と存候。

如何にも我が談判委員としては、立派なる申分だ。斯くてこそ、日本開國の談判委員たるを辱かしめざるものと云ふ可けれ。

英國富強
の因

一 大統領の好意、備中守様（堀田正睦）にも申上候通、御國之幸福を祈候。外無^ニ御座一候。國を治むる活路は、交易に止り申候。英國は歐羅巴中の小國なれども、即今世界之強國と相成、日月の照す處、英の國旗を見ざる處無^レ之、然れども若英一たび港を鎖せば、歐羅巴中の貧國となり可^レ申候。當今西洋各國の強盛は、皆交易の利により申候。イスパニヤ古の強國なれども、今第六七番目に居申候。政府にて商賣産物に怠りし故也。ポルト

西班牙衰
類の因

ガル其半にも至らざる小國なれども、彼に勝れて強國となる。交易を勉むるに勉むるによるなり。和蘭も小國なれども、相應之強國になるも、同様之義、皆貿易之爲に候。只今申上候義、御採用相成候得ば、日本は東方の英國と相成可申候。右等之利害得失御試被成候業を十分に致し度故、申上候事に御座候。少しにても御斷被成候得ば、夫丈之御損に相成可申候。

一 商賣の事をなす爲に、一里が少し餘を出で、用向を達し候へば宜敷、他之場所を御免し相成候はゞ、京師は省き可申候。

一 事をなす爲に、一兩日又は四五日其事を致す迄之事にて、外之意味無御座候。

岩瀬等感

一 商賣さへ出來候得ば、外は子細無御座候。

ハリスも日本を東方の英國たらしめん杯と持ち上げたるところは、中々隅には置けない説法だ。岩瀬なども、此れには少からざる感動を生じたものであつたらう。

逗留旅行の事

此方
一 夫に換がたき難事有之、何分難レ整候。

彼方
一 今一應巨細之仕法を申上候様可レ仕候。

一 亞米利加人用をなす爲に、幾日の日數、幾日逗留出來いたし候と申事に可レ仕候。

一 亞米利加人界に住居し、大坂え日歸り之商賣相成候事。

一 右之通御聞濟相成候得ば、京師を止め、大坂居留を止め、江戸之處御旨意之通心得候様可レ仕候。尤亞米利加商民旅行之義は、千八百六十一年七月四日(文久元年五月二十七日)後に可レ致と取極候様可レ仕候。尤無理に申上候儀は難ニ出來候。

此方
一 日本一體之政治に關係いたし候儀に付、難ニ相成候。

七个條省
略の不可

彼方

一 右七个條御省き相成候ては、十分之條約には不_レ相成一候。篤と御勘考可_レ被_レ下_レ候。

此方

一 此方之事情も、篤と勘辨可_レ被_レ致_レ候。

彼方

一 私勘辨出來候儀は勘辨仕_レ候。

一 只今も申談候通、此方何分難_レ整義に付、其方にて、今一應勘辨可_レ被_レ致_レ候。

右にて今日談判畢、明後日猶又會話可_レ致旨申わたし退散。

右之通御座候。以上。

〔八七〕 第五次第六次談判に關するハリスの手記(一)

第五次談
判

ハリスの第五次談判に於ける、手記は左の通りだ。

談判委員
提議

一 一八五八年二月一日 月曜日 (安政四年十二月十八日) 談判委員等と、定刻より出會。彼等は左の如き提議もて、談判を開始した。

亞米利加人の常住地は神奈川とす。一八六三年一月一日以後は、物品賣買の爲めに、江戸に於ける一の街區を開くであらうと。

江戸開市に關して、殆んど三時間ばかり、種々の提案を評定した。然も日本委員は如上の提議以外には、熱烈なる抵抗もて、一切讓歩しなかつた。

此に於て、予は遂ひに彼等に向て、左の提議を出した。

一 一八六三年一月一日に於て、江戸市は事務(Chinatown)の爲に、亞米利加人に向て開かるゝであらう。而してその事務の爲に使用する場所は、米國外交官

江戸開市
期

第六次談判

と日本政府とによりて、協定せらるゝであらう。
と。日本委員は、此の提議を明日まで考慮することとして散會
而して以下は、第六次談判に就て、ハリスの手記だ。

事務と貿易

二月二日 火曜日(安政四年十二月十九日) 定刻通りに出會
務(Dusiness)の代りに交易(Trade)なる文字の挿入を希望した。斯く文字通りに
すれば、亞米利加人から、料理人、書記、醫者、其他一切の補助者を奪ひ去
ることとなる。同時に予は彼等に向て、事務と云ふも、要するに直接商賣
に従事する者と、及びその人々の使用する者と共に限りたるものにて、その以
外の人には及ばない旨を語つた。此の諒解が無用に歸したから、姑らく江戸
問題を措き、轉じて京都及び大坂に及んだ。

京都地圖

彼等は京都の地圖を出した。それはケムフェル書中の地圖と、寸毫も違はな
かつた。

京都開市困難

談判委員等は曰く、京都を亞米利加人の居留の地として開くことは、日本人

の宗教上に關して、到底打克ち難き困難がある。それが單だ面倒と云ふばか
りなれば、その通りに申すであらうが、其實は面倒どころではない、到底不
可能の事だ。且つ京都は商業の土地でないことは、予が親しく其地を踏まば、
乍ち合點するであらう。若し此地を、外國人永住の爲めに開かば、一揆を
激生するであらう。若し此の事情を大統領に通報せられたならば、平生日本
の良友を以て任じたる大統領は、左まで必要もなき場所の開市の爲めに、日
本に擾亂、流血の慘禍を惹起せしむるが如きことを強迫せられぬであらう
と。

岩瀬等の努力

惟ふに京都開市は、流石の岩瀬等も、餘程閉口したものを見た。彼等は殆ん
ど其の全力を盡して、これが防止に努めた。彼等は平生寧ろ京都の政治的勢力
を輕視と云はんよりは、無視してゐた。然るにそれにも拘らず、尙ほ此の如き
所以は、如何に開市が京都に於ける一大禁物であつたか、判知る。

京都開市の困難

彼等は京都を外國人の爲めに開けば、日本に無政府と流血とを持ち込む(Intro-

duce anarchy and bloodshed)と云うてゐる。此れは決して過大の浮辭でなく、事實其通りであつたに相違あるまい。而してハリスも、此言には餘程諒解したものと見え、やがて之を撤回した。それは京都が商業地でないと云ふことよりも、寧ろ京都開市が、日本全國の人心に、多大の刺戟を與ふるの危険なるを覺悟したる爲めであらう。

ハリスは尙ほ「彼等は其の所説に就て、最も嚴肅に發言した」と記してゐる。(they made the most solemn asseveration)此れにて如何に此の一點に就て、我が談判委員が、頑張りたるかと判知るであらう。

日本委員の頑張り

【八八】第五次第六次談判に關するハリスの手記(二)

日本委員
堺開市提議

彼等——日本側談判委員等——は堺を開くことを提議した。其地は十五萬の

人口にて、攝津灣に位し、帝國の第二都府大阪から、陸路三里を隔てゝゐる。大阪は川を控へて在る。灣から川に溯りて大阪に達するには五里。大阪に向ふ船も、堺に向ふ船も、概して同一場所に碇を卸す。然も淺瀬、若しくは泥淤の堆洲の爲めに、亞米利加の使用する船舶の類は、堺には一里半。大阪には、此に達する川口まで二里半より近づくことは能はない。大阪は未だ曾て居留地として、外人に開かれたることはない。而して其地が京都に接近してゐる爲めに、之を開くことは、日本人には、甚だ以て氣に喰はない。若しも予が堺を好まぬならば、彼等は同一の灣に於ける兵庫を提供せんとした。此處は大阪川の西方十里の地、堺と略同一の大さであるが、然も數百年前巨費を投じて築成したる佳良なる人造の港と、岸壁とがある。

兵庫提供

談判委員
の見識

此の如く兵庫開港は、畢竟大阪の代用として、我が談判委員から提議せられた。彼等は果して兵庫開港が、幕府と朝廷との間に、少からざる難題の楔子となる可きを豫想したる乎、否乎。京都尤も不可、大阪亦た不可とすれば、彼等が兵

大阪遷避の理由

庫に著眼したるは、固より一見識と云はねばならぬ。彼等が大阪を廻避したるには、恐らくは種々の理由があつたらう。されど其の重なる一は、ハリスの云うた通りに、京都に接近したるが爲めであつたに相違ない。されど兵庫も亦た大阪と五十歩百歩の差に過ぎず。果然兵庫開港は、京都接近の理由の下に、物議の種子とはなつた。

ハリスの主張

予は亞米利加人の久住の地として、大阪を開かんことを言ひ張つた。彼等は亞米利加人は、堺に居住し、大阪には賣買の爲めに往來し、又た家屋を賃貸するの権利を保留し、然も大阪には宿泊するを得ずとの意見を、長時間に互りて論議した。予は斯る條文が、如何にも非友誼であり、不愛相である旨を、強硬に主張し、彼等が何故に江戸を開くよりも、大阪を開くことを、左程に反對するかを諒解する能はずと告げた。

ハリス主張の一因

予は斯る規程の下には、恆に面倒や難題が生ず可きを示す可く、左の事例を示した。大阪に出掛けたる亞米利加人が、其日の晩景、俄かに且つ激しく疾に罹り、到底堺へ還ることが出来ぬと假定せよ。大阪の官憲は、規程通りに、病人を乗物に乗せ、之を堺に送還するとせよ。而して病人は途中にて死亡したりとせよ。亞米利加人は、斯る非人道的の所作を憤慨の餘、其の取扱の顛末を、仰山に、且つ誇張的に記載し、之を公使に報告し、更らに本國に達するであらう。斯くて此れが爲めに、重大なる事件が、日米兩國間に發生するであらう。

京都堺線問題提供

若し京都に接近することが不都合とあらば、京都から然る可く距離を措きて、その以内に立ち入らぬ様、堺線を定むるも苦しからず。さすれば面倒や難題の起り様はあるまい。兎にも角にも大阪の開港だけは、此方の申分を聞き納れられたし。

内地旅行問題

予は更らに曰く條約の第七條によれば、一個年日本に居住したる米國の良民は、日本人同様、日本内地を旅行する権利があると。談判委員等は曰く、此の七條と京都の開市とは、兩ながら不可能だ。一揆を蜂起せしめずしては、之

ハリスの
辛抱

ハリス強
説

を許すことは能はないと。自餘條約の條文、亦た甚だ難きも、如何様にも實施を取り計はむ。但だ如上の二件は、絶對不可行だと。斯くて彼等は左の如き、尤なる言ひ譯した。若し此の二件の爲めに、外人等が日本と戦争を開始するならば、其の災禍を避くる爲めには、最善の努力をせねばならぬ。されど如何なる場合でも、外患は、未だ内亂程恐ろしきものではない。ランプは點火せられた。談判は追々と長引いた。談判委員等は、予に向て御身の辛抱強きには、全く參つた。今夕は此れにて御免を被りたしと申出た。

予は彼等に向て、是迄予の開示したる點を、眞面目に熟圖せんことを勸告して曰く、今や條約の一大回轉機に接してゐる。一たび間違つた足を踏み出せば、是迄の我等の勞苦は、全く破壊せらるゝであらうと。明日は會合なし。

〔八九〕 ハリスの手記より見たる我が内情

談判委員
打明話し

ハリスの日記には、我日本側の記録に見えない我が談判委員の打明け話などがある。それは片言隻語であるが、然も頗る我が國情の内臟に觸れたるものがある。

守舊派激
昂

一八五八年二月三日 水曜日(安政四年十二月二十日)今朝極早時に、信濃守(井上清直)は内話の爲めに訪問した。

彼曰く城中に於ける守舊派の中には、非常なる激昂が發生した。是迄の讓歩にて、彼等は憤慨の頂上に達してゐる。若し御身が此上尙ほ京都の開市と、亞米利加人の日本内地旅行の權利を主張するに於ては、御身は一切の條約其物を失墜するの大危険を冒さねばならない。實を云へば、御身が是迄獲得したる讓與は、予(信濃守)の驚嘆する所。御身が江戸入府の時に際して、予(信濃守)は未だ御身が如何なる議論もて、斯くて迄多分に讓與せしめたかを、夢にだも

既得策保
持の得策

想ひ及ばなかつた。彼は曰く、假令それを獲得したりとて、極めて小價値、否な無價値の物を得可く焦慮するよりも、既得の物を、完全に保持する方が、寧ろ優れりとせずやと。

二期時
の利を待つ

彼は又た曰く、若し我等が辛抱さへして、現條約を、無事平穩に、此の國民の間に施行せしめん乎。此の二個の争點—大阪開港と、米人内地旅行—は、江戸開市の時期—一八六三年一月一日—までには、何等の困難なく允許せらるゝことは、疑を容れない。そは此の二争點は、決して政府にて否拒したのではない。唯だそれを施行するに、都合善き時節の到來を待つてゐるまでのことである。

解ハリス諒

斯くて彼は自己の心持が、甚だ面白からぬ旨を語り、而して彼の忠告を容るるの賢明であることを考慮す可く予に懇請して、其の談話を終つた。此に於いて予は若し條約の他の部分が、予の満足通りに都合がついたなら

江戸城中
の空氣險

内地旅行
討論

華盛頓誕
生日祝砲

ば、予は此の二争點に於ては、彼等の希望に應ず可く試みたであらうとの諒解を與へた。

以上がハリスと井上清直との内談の要領だ。井上が二十一日の會見日を、繰り上げて、その前日の早天に、ハリスを訪問して、斯く内談を試みたのは、正しく千代田城中の空氣が、頗る險惡であることを證するに足るものがある。

以下ハリスは、尙ほ左の如く記してゐる。
午前十一時(同日)會見。第七條—米人内地旅行の件—に就て、長く討論す。遂ひに予は若し大阪を、亞米利加人の久住地として開くならば、彼等の不可とする此の個條を撤回するであらうと提議した。而して更らに大阪に於ける境界線を、京都方面へ向けて、二里と規程す可く提議した。

談判委員等は、予の希請である華盛頓の誕生日を祝す可く、祝砲を發射するの件、而して本月二十二日、右二十一發の祝砲を發射するの際には、予をその砲臺に案内す可き件を告げ知らしめた。

日本の大砲製作

彼等は又た彼理提督が黄鐘の榴彈砲を、彼等に進呈し、それを模倣として、彼等は數多の砲を制作したる事。而して祝砲はその米國制砲の模倣砲から發射せらるゝ旨を附け加へた。

午後二時に再び會合した。而して順次に各個條を討議した。第三條、第四條は承引した。

通貨に關して

通貨に關する第五條には、一切の外國貨幣の、日本仕拂には、六分の差額を附加す可き事、並に日本貨幣の輸出を禁止する事がある。然るに予の全然なる驚愕として (To my utter astonishment)、彼等は六分の割増、日本貨幣の自由輸出禁止を放棄した。而して外國貨幣は、日本に自由に通用せしむる旨を宣言した。彼等は予を驚かしめた (They did astonish me)。

ハリスは、意外なる所に於て、意外なる獲物をなしたることを、獨り自ら驚喜に勝へなかつたものと思はるゝ。

第十三章 第七次日米條約談判

〔九〇〕 日米條約第七次の談判 (一)

群議鼎沸

安政四年の暮は、井上清直が、ハリスに内談したる如く、(參照 八九) 日米條約問題に就て、群議沸騰した。そのみならず將軍繼嗣問題が、彌よ表面に擡頭して來た。されどそれ等の觀察は、他時に譲り、今は唯だ日米條約談判に就て、其の成行を語る必要がある。

對話書 七

井上信濃守
岩瀬肥後守

十二月廿一日(安政四年) 於ニ蕃書調所、亞墨利加使節え應接仕候趣、左之通御座候。

一應挨拶畢

此方

一 過刻七ヶ條引戻し之儀に付、信濃守(井上)え被ニ申聞一候趣、同人より委細承り及び(參照 八九)當方事情推考被レ致、斟酌之取計方肥後守(岩瀬)おゐても忝存候。

大阪開港
拒絕

一 其節大坂之儀に付、被ニ申聞一候趣も、同様具に承り、得と勘辨評議も致し候得共、同所之儀は、兼て申入候通り、政府於ても取扱兼、何分其意に難レ應、併於ニ其方一も、夫々斟酌之所爲も有レ之事故、尙熟考之上可及ニ挨拶一候。

彼方

一 今朝信濃守様え七ヶ條全く引戻候旨申上候。

一 右ヶ條中難ニ取捨肝要之儀有レ之、右は亞人法を犯候者は、連綿居留之免許を失ひ、御國を去と申廉に御座候。

犯法者退
居の事

旅行の件
除去

一 自國之者之、御國於て法を犯し候儀は、素より不願事にて、右様之儀は決して有レ之間敷候得共、戒之爲、條約中に掲置申度候。

一 初めに疆界之事認置候得共、御開港之場所遊歩界址は、其地に附て可レ定之儀を、七ヶ條之首に認置、亞人旅行之廉は、悉く除去可レ申候。

一 第一个條中、コンシユライル、アダント等、并其他日本の諸臣下と申廉は、是又除去可レ申候。

此方

一 其通にて宜候。

一 我國にては、都て臣下と認候得ば、仕官致し候者を指候儀に付、臣下之二字、國民と改可レ申候。

彼方

一 承知仕候。是より末臣下と申文字有レ之候處は、其ヶ條に至り相改可レ申候。

臣下と國

一 三个條、港々及び都々と申廉取極申度候

此方

連綿居留の事

一 連綿居留と申儀は開港場所に限り候事にて、居留と逗留とは追々申入候趣之通、大に差別有之、居留之地は、居宅等其方にて取建、逗留之地は、此方家作賃渡候様可致候

彼方

一 亞墨利加國人之連綿之居留、並に商賣之ため云々と認置候を、亞墨利加國民、連綿居留之ために開きたる都々港々と認替可申、都とはスチーテン (Stuten) と申語にて、長崎、兵庫、堺等、都て繁華之處を申儀に御座候

此方

居留逗留の意味

一 左候は、何地は居留之爲、何地は逗留之爲と認候得ば、能相分可申候。此の居留と逗留との差別が、我が談判委員側では、頗る重要としたる所の一だ。云ふ迄もなく居留とは永住、逗留とは臨時住。

彼方

一 左候は、箱館は既に開有之と認め、金川は何年、大坂は何月、堺は何時、亞人連綿居留之爲、是れを開と相認、後に江戸は貿易之爲、一時逗留之儀を、何年何月より相開き、場所は追てミニストルと御談判之上、御極之事と相記候様可仕候

雙方誠意あり

此の如く談判は、愈よ碎けて具體的問題に入り來つた。何れにしても双方共に、條約を成立せしめんとすの誠意は、互ひに識認したれば、自然に談判は撻取り、埒明き來つた。

【九二】日米條約第七次の談判 (二)

此方

官地借用の事

一 日本にては、衆庶皆政府之地を、相應之地代を出して、拜借致候事故、金川、箱館等相對にて、一區之地を借候心得之旨、過日被ニ申聞一候得共、右之次第に付、奉行所え申立借可申と、認被置候様存候

彼方

一 左様にも可有之候得共、亞國政府より、御國政府え御掛合申上、地を借候儀は、何分難ニ出來一事に御座候

此方

一 政府よりと申には無之、渡來之商民住居を願候節は、一區中にて相應之場所借用之儀、其場所之役所え申立と申事に有之候

彼方

一 初發は渡來之商民共、其の場所之模様應じ、人々都合宜敷地所見立、相對に借請候様致し度旨申上候得共、御沙汰之趣も御座候に付、連綿住居之地は、其所に罷在候コンシユルと、其地之司人と談判之上、一區を定め

連綿住居の場所

借地引合の事

借受候積申上直し候儀に御座候。此儀は別に目を掲置候様可仕候。尤申上置候通、若右之司人とコンシユルと、互に私意のみ申し張り談判不行届一節は、ミニストル、又はコンシユル、ゼネラール、政府と御談判之上、取計候様可仕候

一 船繋り場も、同様之手續にて取極不申候ては難ニ相叶一候

一 地を極候上は、渡來之者え、コンシユルより相當に割渡し、家作其外

は、當人え相任せ候儀に有之、何事も土地之持人と當人との引合に御座候

此方

一 土地之持主と申候得ば、則奉行に有之候

彼方

一 地代等都て持主え掛合候儀に付、御奉行所之御進退に候はゞ、御奉行衆え御掛合可ニ申上一候

此方

一 右談判之意味、能相分候得ば、夫にて宜候。

彼方

一 右个條之末文、堡砦を不建、日本役人見廻り等之儀は、御差支無御座候哉。

此方

一 別段存寄無之候。尤開港場所句切り句切之文法、發輝と相分候様致し度、追て談決之上、被認入候は、今一應熟覽致し度候。

彼方

一 一區に定可申候得共、堀を建御取隔被成候様なる儀は、一切御斷申上候。

此方

一 右様之儀は、決て無之候。堀など取捨、出入不自由に致し候得ば、此方より其國え參候節も同様迷惑致す事に候。

堀を建て

「居所之个條、蘭文に認取差出候に付、一應森山多吉郎に爲讀承り候處、差支之儀も無之様相聞候間、翻譯之上、猶熟覽可致旨申入れ、書付受取置申候。」(朱書)

彼方

一 亞墨利加人は、無故障日本人え品物賣渡し云々と申廉は如何御座候哉。

此方

一 賣買之節は、子細無之候得共、渡品之内、米麥並棹銅は、渡來之者ども、自用之外は、商買相成がたく、尤銅は細工類に用候分は、此限に無之候。

彼方

一 米之儀、土地拂底之節は、政府より三十日前に輸出不相成旨、御觸有之候は、僅にても商賣不致様可仕、左候は、御差支は有之間敷

米麥賣買の事

日本重要の物資

當時日本に於て最も重要な物資は、米と銅とであつた。米は自國民の食料品として、銅は從來和蘭及び支那貿易品として、而して銅の需要の増加と共に、却て銅の生産は減少の模様があり、内地に於ける銅の需要も、新たなる武器製造と共に、愈よ増加の傾向を生じたれば、我が談判委員が、右兩品に付て、制限を設けんとしたるは決して偶然の事ではあるまい。

奉存候

【九二】 日米條約第七次の談判 (三)

此方

一 米は國人常食と致し、殊に年々産出する處、地力かぎり有之、僅に國民之用に給するに過ぎず。追々貿易相開け候はゞ、其國人に不限、諸州の者

米輸出禁止

共渡來可致、若偏く外人に給し候はゞ、國用さし支候は、顯然の儀に付、渡來の船中、一時之食料及居住之者ども食用丈は不苦候得共、貿易に立候儀は難相成候。

此れは當時の日本としては、當然斯くあるべきものであらう。所謂る米を生活の主位とするのみならず、殆んど一般經濟の基調としたる當時に於ては、米穀輸出の爲めに、自國の食料缺乏を慮るは、決して不思議のことではない。

彼方

一 ヒ、テーテンコークの書を、御覽被成候はゞ、右等の廉御心配被成候儀は有之の間敷、若日本之相場貴く相成候得ば、呱哇其外より運輸し、如何程にても御手に入候様可相成候。

此れは經濟學のイロハを知る者には、決して珍らしからぬ説であるが、然も米穀萬能の我が邦人には、斯る説明では満足出來なかつたことは、左記によりて知らるゝ。

ハリス杞憂を説く

日本委員
背かず

此方

一 左も可有之候得共、方今右之廉不立置候ては、後年日用に差支可申と、衆庶之評論相起り不穩候間、いづれにも申入候通取極可置候

彼方

一 麥は大麥、小麥共御座候哉。

此方

一 いづれも有之候。且米は全國之用に供し候程は出来不申、都會之地には、多く有之候得共、邊鄙之土地は、皆麥並粟、稗等を平常之食と致し候

彼方

一 勘辨仕候處、食物之儀は、荷物に致し積出し候事、御禁被成候も、御尤之筋に付、如仰輸出不致様取極可申候

ハリス承
諸

銅に就き
露蘭同様
を求む

固より米穀などは、北米合衆國に取りては、必需品でもなければ、入用物でもない。その輸出を禁じたりとて、事實の上には、何等の痛痒はない。ハリスが此の一點に於て、讓歩したのは、當然だ。

一 御國あるては、銅山は悉く政府に屬居候段、兼て承知仕居候
一 私儀は、自國之もの共え御國政府之銅を爲買度との志願には無御座候
併魯蘭え御許相成候丈は、御許可被下候

此れは露西亞、和蘭との均衡を要めたる譯合だ。

此方

銅輸出の
制限

一 銅多分に相渡候ては、差支候間、定式之商賣には相禁候尤
政府より武器其外、誂もの致し、右代品に銅所望之時は、其節に限り、代り物之中え加へ相渡候積、魯蘭にも約置候間、夫丈之儀は、同様差許可申候

彼方

ハリス銅
入札賣の
勸告

一 右様之御仕法にては、外人は落著不仕候。

一 警ば鐵にても、銅にても、凡口徑壹尺程之大砲百挺程御取入之思召に候はゞ、外商之諸港え參り居候ものえ、引請入札被仰付、安直之ものえ御誂に成、右代品の内え先づ銅貳萬斤御渡可被成御心組に候はゞ、右之御御拂之儀、矢張諸港に居留之商民共え被仰渡、高價に入札致し候ものえ御拂相成候得ば、銅之手に不レ入も、大砲之御注文不請も、皆直段之不相當故と、人々己に省み、決して不平を唱候儀等有之問敷、もし大砲御注文受候ものえのみ御渡相成候ては、必外々より彼是申立候事共可有之と奉レ存候。日本政府に、若銅夥敷御座候はゞ、右の手續にて、一年に一度にても、二度にても、御拂可被成、もし御不足に候はゞ、必御拂には及不申事に御座候。

一 尤船損じ候繕ひの爲丈は、每港にて御渡可被成候。

一 右に付條約中に、銅は政府限之所持に付、有餘之節に限り、政府より公

此方に相拂可申と、御認め被成候はゞ、却て穩當に可有之奉レ存候。

一 左様に候得ば、差支無之候。彼方

一 右之通條約に載候て宜御座候哉。

ハリスの所説は一々肯綮に中りてゐるが、我が談判委員が、それを是認したのは、固より當然である。

【九三】 日米條約第七次の談判 (四)

此方

一 銅并米麥とも、其仕法にて無二差障一候間、其段條約に認加可申

米麥の仕
法

候

彼方

- 一 米麥は都て食物と認置候様可仕候
- 一 三个條之末之條約相濟候得ば、日本全國え相觸候と申事有之、右は兩國之人民、勝手に商賣相成候儀を、早々御國人相心得候様致し度との趣意に御座候

此方

- 一 素より公然と速に相觸候積、附ては人々得と命得相成候様致し度候に付、文言も斯鄭重に談判および候事に有之候

彼方

- 一 四个條之初に、惣て國地え揚たる品物に付、何程之運上を、日本政府え可拂と之文言を、都て國地に陸上せし荷物に付、日本政府に、此條約に添たる定書之通、運上拂へしと取直し可申候

運上規定の事

荷物價評定の事

此方

一 宜敷候

- 一 運上所役人之鑒定精しからざれば、荷物之價も難レ定、外國にては、如何致し候哉

彼方

- 一 商人送狀其外書類一同持參、書面之通無ニ相違旨、天に誓て申立候併運上所には、漆器反物茶其外諸品之目利不殘具足致し置、不寄何品一相當、不相當を、細々相改申候、尤皆舊律有之事に御座候
- 一 自國之運上所にては、差出候價にて、其品取候權は無レ之候
- 一 自國にては、運上所役人、外民持渡り候品物を、悉展檢致し、不相當之儀有レ之ば、役人見込丈之儀申渡し、右にて不承知に候はゞ、可積戻旨申達、外民若役人之口上不理之様存候時は、直様奉行所に訴出、右之役人一同奉行所之裁斷を受候事に御座候

役人見込の場合

收納を確
實にする
法

一 金川御開に相成候ても、差向御不馴之事故、先御國商人に鑒定被仰付、尙不三相分一品にて、不相當之直段之様被思召候はゞ、御見込一ぱいに外商え御申達、夫にても矢張安値之旨申居候はゞ、其價にて直様品物御取入之積にて、御引會被成、承伏致し候はゞ、格別、左も無之は、最初之直段、偽之申立に付、品物持歸候様御沙汰被成不苦事に御座候。

一 自國之法は、右之通送狀を引合せ候得共、英吉利は、送狀を隠し、差出書付のみ出し、萬一品物相違有之節は、有無之論なく、申立之價にて引取申候。詰る所右は分割を取候、丈之事に御座候。

一 御國之收納を、慥に致し候爲、別書之五則に委敷認置申候。外人もし、偽を申立候もの有之候はゞ、直に過料として、金百兩御取立可被成候。

此方

一 假令ば砂糖百俵持渡候もの可有之、右之俵數委しく改候儀は、逆

日本委員
の新知識
の取入

も始終行届申間敷、併不改候はゞ、砂糖に無之品など隠し置候事に可至歟如何。本様之儀は外國にては如何致し候哉。

此れは所謂る下問を恥ぢざるものと云ふ可き歟、我が談判委員は、一面ハリスを對手として折衝し、一面ハリスを教師として學習し、其の學習したる所を以て、直ちに折衝に應用したるが如き趣きがあつた。されば彼等の此の態度には、流石のハリスも聊か我を折りて、頗る我が委員等に好意を表したるが如き趣きが出て來つた。

彼方

一 何れにも不改候ては、難ニ相成、左候連一々改盡す儀は、逆も出來申間敷、凡見計にて、五俵或は、六俵目位に夫々さしを通し、疑敷相見候はば、一俵置にも、右之通に相改候事、何れの國にても同様に御座候。

此方

一 我國にても品多之物凡右之振合に改候。

荷物改の
事

彼方

一 多分之荷物に候得ば、運上所え取寄候儀、乙甲に御座候間、船中え役人相越改申候。

問答は著々實際の細務に立ち入り來つた。

【九四】日米條約第七次の談判 (五)

此方

一 我國に於て、役人と申候ものは、幼年より文武百技を相學、商賣筋之儀など、絶て意中に不挾、外國之官人は如何致し候て、商賣の道に熟し、鑒定等出來致し候哉。

此れは如何にも愚問に類してゐる。然も此れは當時に於ては、正直の告白だ。

日本役人
商賣を
知らず

寧ろ其の正直の告白のところに、我が談判委員の誠意が看取せらるゝ。

彼方

一 何國にても、初より知り候ものは無之候。先運上所を取建候儀は、普く國中を尋、商賣の事に精しきものを呼出し、鑒定等爲レ致、實に精しく候得ば、追々役人に取揚申候。

一 片寄候場所は、常に大都會ネウヨルグなどの諸品之相場を問合候事に御座候。極急なる時は、テレガラフ相用候。大抵貳千里位之場所は、一時位に應答相成申候。

一 運上之儀に付ては、實に御國の御爲に相成候様、力を盡し取調置候事に御座候。

一 唯今御談に付思出し申候。持渡候荷物を押隠し、偽之儀申出候節は、其荷物政府にて取立可申との廉、別冊之定則え認加へ候様可仕候。

商人より
官吏取立

ハリス眞意

ハリスが「運上の儀に付ては、實に御國（日本）の御爲に相成候様力を盡し取調置候事」との言は、若干割引の必要があるとしても、其中には眞意が籠りゐることは、争はれない事實であつた。

此方

一 合衆國海上勢の貯物は云々と申儀は、如何之事に候哉。

彼方

一 本國之軍艦、取締之爲、東方之洋中に、五ヶ年餘も能在候事常に有之、然るに五ヶ年分之食料等、船中え貯置候儀は、素より難ニ相成候間、方今香港に置場を設け、本國より折々廻越候品を納置、諸軍艦え夫々分配いたし何得共、御國よりは氣候も不_レ宜、兎角詰置候品物等損じ多く候間、長崎、箱館等え引移貯置候様仕度志願に御座候。

此方

一 亞墨利加政府役人儘に保護しある倉庫に入る事を得ると申は、如何之事

米國海上勢の貯物

に候哉。

彼方

一 コライネ、アゲントと申候は、右貯物之番人にて、本國より積送候品を預り居候役にて、書記役も召遣ひ、随分相應之ものに御座候。

一 右貯物は、食料、船具、合藥等に御座候。尤新規發明いたし候小銃、有_レ之候へば、さし送置候儀も偶_ハ有_レ之候。大砲送越候事は無_レ之儀に御座候。

此方

一 委細相分申候。

彼方

一 ミニストル金川に居候上は、時々本國より蒸汽船等可_レ參、就ては同所にも無_レ之候ては差支申候。

此方

コライネ、アゲント、倉庫貯物

堺省除

一 長崎、箱館、金川の三个所之内に有之候得ば、右にて事足可申、堺之儀は、相除き候旨、約書中に可認置候。

彼方

一 堺は遠淺之儀にも有之、旁以如仰相省可申、條約えは、箱館、長崎、金川と、三所之地名を掲置候様可仕候。

此方

一 合藥多分に貯置候儀に候はゞ、人家最寄に無之所え、置場所取建候方可然候。

彼方

一 世界中、市中續え火樂さし置候事は無之候。

一 奉行所之合藥藏御座候はゞ、夫え相預置候ても宜御座候。

一 右之貯物拂候事、先は無之候。

一 海軍勢に給する物は、政府におゐて、尤心を附、忤合等相糺し差送る

海軍勢給品

事に御座候

一 假令ば、箱館表え入津軍船、右貯物之内パンを受取、甲必丹試候

處、味不宜候に付、士官數人を遣し、保護人立會にて、庫を開一々檢

査し、宜しき物は、手當之上再藏し、痛損じ候品は、取いだし相拂候旨、

札を建て、望之ものに入札爲致、相當之値段を以て相拂申候。

一 右之通痛損候品出来之節は、賣拂規定之運上を、其都度日本司人え

出し候事に御座候。

一 金銀は貨幣に鑄たる云々と申廉は、運上品書之方え認入候様仕る

べく候。

此方

一 その通にて宜候。

【九五】日米條約第七次の談判 (六)

再運上不
要規定

此方

一 日本に輸入し、此條約に取極たる運上拂濟之上は、日本領のある部に云々と申儀は、如何の見込に候哉。

彼方

一 假令ば金川に於て、一旦運上差出候品は、年月を經、江戸、京、大阪へ輸送致し候共、再び運上不差出と申儀に御座候。

此方

一 日本中ある部と申處、開たる場所としたため直し可申候。

彼方

一 ある部と認置候ても、三个條にて、歩行之限は相立、七个條は引戻候間、外人の自ら日本全國え品を持廻り不申儀は、明白に相分居申候。

ある部の
解

右之通にて、外人は自ら諸方へ持參は不仕候得共、居留久敷相成候へば、可也筆算等出來致し候。日本人を相雇置、右之者え申付、京其外え出商ひ爲致候積、且は京其外より參り候商人え賣渡候節、自然其地々々にて、十分一之如き運上など差出候様にては、右之商人調方も不仕宜、彼是不都合にも候間、一旦運上納濟之品は、日本國中何れへ持行候ても、再度之運上は不差出様取極申度候。

此方

一 被ニ申聞一候趣にては、運上濟之品は、何方之日本人え賣渡し候とも、或る租稅云々と認候は、可仕宜と存候。

彼方

一 左候は、本文は如元にて据置、三个條に極たる場所之外えは、外民出する事不相成と申文言認入候様可仕候。

一 五个條は、居留いたし候上は、是非御許容不被成候ては難叶儀

規定地外
出禁止

に付、得と御勘考被下度候

一 私願候主意は、居留中丈之儀、既に和蘭人ドンクル・キユルシユスと爲御取替相成候書面には、金銀輸出之儀迄、御許被成候様相見申候

此方

一 一 躰外國より金銀を輸入し、自國よりは輸出せずと申は、公平之儀に無之候間、追々改革致し候積、先右之通、別紙を以、取極候儀に有之候

彼方

金銀輸出
解年限

一 十五年之内には、無差支出入相成候様成行可申候

此方

一 當方於ても、是式之儀、十五年を不待心得に候

彼方

一 何れにも、得と御勘考御挨拶之程奉願候

此方

一 承知致し候

右之通御座候

日本委員
の意氣

本文を一讀し來れば、我が談判委員の意氣も、何となく旺盛にして、容易にハリスに瞞著せられざるのみか、時としては意氣ハリスを呑むの概があつたことが判知る。

ハリス手
記

尙此の第七次談判に付て、ハリスの手記は、左の通りだ。

艦隊使用
品免稅

一 一八五八年二月四日 水曜日（安政四年十二月廿一日）第四條に於て、合衆國政府は、艦隊の使用品として、無税にて、神奈川、箱館、長崎に於て、物資を陸上げし、之を貯藏するの權利を、賦與せられた。

此によりて東洋に於て、世界中最も健全なる氣候の邦に於て、然も其處にては、水夫は逃亡することが出來ず。而して其の政府は吾人の權利を尊重する

に不足なき程度の文化を有し、然も英國の如き、萬一我邦と葛藤を起すの虞れなき邦に於て、我が海軍の貯藏所として、三個の良港の選擇を得た。予(ハリス)は此の條項が頗る重要であると思考す。そは現在の最悪の場所なる香港、然も英國の權内から、我が海軍の貯藏所を移轉するの一事に於て、我等は當日の仕事、此の五條の評決にて了した。而して當月六日まで次會を延期した。

ハリスの満足

以上によりて見れば、如何にハリスが、自から満足したか判知る。蓋し彼理にせよ、ハリスにせよ、何れも恆に東方に於ける競争者として、英國を眼中に措いてゐた。此の如く此の方面に於ける英米の競争は、隱默の間に、既に十九世紀の下半期の劈頭から醗酵せられてゐた。

第十四章 第八次日米條約談判

〔九六〕 日米條約第八次の談判 (一)

昭和五年一月一日、大森山王草堂に於て、例の如く書き始む。頽齡六十有八、衰朽漸く催し來る。但だ心竊に本書の完成を祈るのみ。

對話書 八

井上信濃守
岩瀬肥後守

十二月廿三日(安政四年)、蕃書調所におゐて、亞墨利加使節え應接仕候趣、左之通御座候。

一應挨拶畢

此方

一 此程談濟之内、第四个條に、海上勢貯物賣拂候節は、買入人より規定之運上出可しとの儀は、如何之譯に候哉。

一 海上勢貯物之儀は、過日申上候通、元來政府之品にて、賣物には無之候得共、數月圍置、自然痛損等出來致し、無餘儀賣拂候儀故、差出書は勿論、運上等不ニ差出候間、右之品に限り、買入人より運上さし出候事に御座候。

一 右个條中、日本に輸入致し、運上拂濟之品は、日本領のある部に云々と申廉は、此程御談之趣を、勘辨仕、外國人にも分り能き様、日本領と申上え、日本人よりと申四字認加へ候様可仕奉存候。

六分増廢

一 左候得ば、當方のものえも、能相分り申候。
一 第五个條、金銀之儀は、商賣相開き候上は、都て冗雜之手數は相省さ

兩替所從
前通立置
を求む

候積に付、別段金銀引替候には不_レ及、其國之ドルラルにて、直に當方之品物を調、當方之金銀を以、其國之諸物を除候儀、互に差支無_レ之様可_レ致、附ては、是迄鑄減等之爲六分之價を取候得共、ドルラル通用之上は、其儀も相止可_レ申候。
此の六分割増廢止は既記の通り（參照八九）、ハリスをして驚喜禁ずる能はざらしめたる一件であつた。此事は既に過日の内談の際に、一應の打合の相濟んでゐることは、ハリスの手記を見れば明白だ。

一 至極宜儀に候得共、初て渡來之もの共、御國の金銀逆も素より持合無_レ之、入津間もなく運上等に差出候に、兩替不_ニ相成一候ては、差向差支候間、矢張御立置被_レ下度候。
此方
一 外國金銀通用之儀、開候場所々々え觸渡置候事故、運上其外調

物等、都て其國之貨幣を以、被相拂、聊差支無レ之事に候

一 數年の後は、無ニ差支ニ通用も相成可レ申候得共、御開港間合も無レ之内は、御商民とも、ドルラルの品位等不ニ相辨、必不都合之事可レ有レ之と奉レ存候間、何れにも此廉は、是迄之通、御立置可レ被下候

此方

一 被ニ認置一候趣にては、是非不ニ取替一候ては、難ニ相成一様相聞候間、右様掛念之事に候はゞ、外國之貨幣、本邦之貨幣、出入共に無ニ差支一と認置候はゞ、可レ宜候

一 通用方之儀觸渡候に付ては、見合之爲、其國の貨幣、毎種十ヅ、も被ニ差出置一候様存候

彼方

一 金銀兩替之儀は、當分丈ケ之事には可レ有レ之候得共、何れにも、其廉御

金銀兩替
見本

認入相成候様仕度、且金銀御見本に差出し候儀は、唯今持合せ少な付、早速支那より取寄せ、一種十員ヅ、差上、英佛及魯西亞等の貨幣通用方等、夫々細に相認差上候様可レ仕候

此方

一 ドルラル通用之儀、右之通相極、向後六分を不ニ取立一上は、其段も認加候様可レ致候

彼方

一 六分之儀は、其頃御談之趣に對し、無ニ餘儀一差出候様取極候事に、一體御除相成候て、當然之儀に御座候間、別段顯し置候には及不レ申候

便宜一方

此の如く日本國內に、外國の貨幣其儘自由に通用するを公許する一事は、當時に於ては、便宜一方から斯く定めたるものであらうが、然も此れは、我が談判委員が、未だ世界列國の立場を深く究めずして、然かしたるものであつたに相

違あるまじ。

〔九七〕日米條約第八次の談判(二)

臣下の字
認替

此方

一 日本政府或は臣下と申處、日本人と認替候様可致候。

彼方

一 左候は、日本人に拂候爲、司人に金銀取替可申と、認候様可仕候。

此方

一 右亞墨利加人、日本人云々と申廉、兩替手續之儀は、跡に認め、金は、銀は銀と申儀を、首に掲候様可致候。

兩替は差
向の用

彼方

一 事を行候上にて申候得ば、金銀秤量之儀は、後段の事にて、兩替相願候は、差向候儀に付、矢張草稿之通、据置申度候。

此方

一 秤量之廉は、一體之綱、取扱方之儀は、一時之手筈に付、何れにも秤量之廉を、始に掲候方可然候。

彼方

一 諸州いづれ之地にても、其國通用之金銀にて拂ひ方等いたし候方、すべて便利に候間、いづれに參り候ても、皆兩替いたし候事に御座候もつとも奉行所へは不相掛、金銀吹立所より直に引替申候。
一 各港御開之後、一今年之間、亞人拂之爲、金銀取替云々と御認相成候ては、如何御座候哉。

此方

一 當方於ては、何れにても無ニ差支一候間、其迪認可置候。

一 第三个條之文段、日本人に能相分候様、此方にて取調相示し可申、尤意味合相替り候儀には無レ之候。

彼方

一 只今拜見いたし候ては、却て混雜仕候間、御書付御出來に候は、後刻にても御渡可被下、夜中得と熟覽可仕候。

日本委員
頭痛の種

以上は概ね細目の問題なれば、如何様にても差支なし。但だ大阪開港の一件に就ては、我が談判委員に於ても、頭痛の種子であつた。

此方

一 兩人(井上・岩瀬)種々力を盡し候得共、大坂之一條何分六个敷、併一昨日(安政四年十二月廿一日)信濃守(井上清直)面會之節、堺より日歸りにては、自然病氣等之破、差支候旨被ニ申聞、實に無餘儀一次第に相聞候間、尙右之趣を以、兩人共勘辨を盡し、堺と大坂との間におゐて、旅館壹个所相設ケ、

年限延期
の理由

大坂に至り候もの病氣等之節は、右場所へ止宿爲レ致候積り取計ひ、且開キ候期限は、兼て申入候通、外場所とは譯違ひ、政府におひても取扱がたき意味も有レ之次第に付、千八百六十五年第一月一日(元治元年十二月四日)より相聞候様可致候。

一 右之通年限相延し候は、餘之儀に無レ之、江戸は千八百六十三年第一月(文久二年十一月)より開候筈に付、先右を以、都府之ものへ、外人之情狀を爲ニ見慣、人心居合方之相附候上にて、皇居近の地に及し候事、國中に於ては、尤意味合有レ之事に候。

我が委員
の苦心

此の如く大阪開港を延期したるに就ては、我が談判委員の苦心の存する所、以て想ふに餘りある。

彼方

一 最前江戸は五ヶ年之後、大坂、堺は三ヶ年半にて、御開之積申上置、其後追々御談に付、京都並日本全國旅行之儀を引戻候處、唯今に至、右

之通年限御取延し相成候は、如何之譯に御座候哉。一圓落意難仕候

此方 一年限之儀、其方於ては、過日より右之通被ニ申立候へ共、右は申立迄之事にて、有無之答に及候儀は、曾て無之、當方より申入候は、唯今初ての事に有之候

ハリスの
奮興

此れは我が談判委員としては、當然の申分だ。されどハリスに於ては、藪から棒の沙汰と驚いたであらう。彼は我が談判委員から可否の返答を聞かざる以前に、自個の提議を、其儘承引せられたるものと速了したのであらう。此れも彼としては、餘りに不思議の事ではなかつたであらう。

彼方

一 右様京都並旅行之廉相止候上にて、个様之御沙汰御座候ては、都て初發に引戻し、新に京都及び旅行之儀等御談可ニ申上候
ハリスも強腹にて、斯くは報復的の文句を吐き出したるものであつたらう。

【九八】 日米條約第八次の談判 (三)

止宿所及
年限改め
申入

此方

一 年限之儀等、是迄被ニ申立候趣は能相分居候得共、如何にも六个敷儀故、勘辨致し居候處、一昨日病人扱之儀に付、被ニ申聞候趣も有之候間、夫是勘考評議之上、止宿所取建並年限之儀共、改めて申入候事に有之候

元來病人云々が、ハリスに於て、強辯だ。堺を居留地として、大阪には其日還りに商賣の取引に赴くと云ふことを否定す可き口實として、作られたる事例に外ならない。されば此方に於ても、その口實を打消す可く、萬一米國人が、大阪に於て發病すれば、堺まで連れ還る不便を除く可く、堺大阪間に、病人止宿所を設く可しとは申し出したのだ。

ハリスあ

然もハリスの目的は、依然大阪を完全なる開港となすにあり。然も速に開港

くまで大
阪を開か
んとす

となすにあり。されば談判は以前に戻りて、ハリスは、實に左の如く開陳した。

彼方

一 大阪に連綿住居之儀御免無之、京都之居留、并日本旅行之儀等、何れも最前に取戻し、夫々御引會可申上候。

一 大坂の連綿住居御免相成候は、京都を除可申旨申上置、只今京都の方相除候上にて、大坂御拒之段、不都合至極之事に御座候。

大阪拒絶
を詰る

此方

一 當方於ては、大阪は商賣之爲、堺より日々相通ひ候様引會中之處、自然病人等出來之節、右之通にては、和親之廉に可拘との申立も有之、無謂事とも不存候ま、夫是斟酌之上、今日談判および候事に有之候。

彼方

一 商人計之儀には無之、一昨日御面會之節、差支之廉は、二十も三十も

申上置候 唯病人の廉而已御指し御答之儀は難ニ心得一候

此方

一 右之外被ニ申聞一候儀は無之、病人之事被ニ申立一候故、何れ兩人談判之上可及レ答旨申上置、則今日及レ答候儀に有之候。

恐らくは我が談判委員等の申條には、ハリスも正面からの返答は六ヶ敷くあつたであらう。是を以て彼は別に左の如き問題を持ち出して、其の局面の回轉を謀つた。

ハリス局
面回轉の
計

彼方

一 右之御談にては、承引難仕候 七ヶ條、旅行之儀、改めて御談可申候。

此方

一 病人之外、二十も三十もと被ニ申聞一候は、何事に候哉、更に承り不申候。

彼方

一 商賣を免すとの御沙汰は、睨と御座候。

此方

一 商賣丈は承 届 候。

彼方

一 朝より夕までは、大坂に罷居、商賣いたし候て、不苦との御免許は有之候。

此方

一 其通りに候。

彼方

一 右之御沙汰は、亞墨利加大統領及び大國中の人民に被爲對、汝は卑賤のものに候間、假令大坂え立入候共、病氣之外は止宿不相成と被仰候も同様之事に御座候。

大國民に
辱する侮

一 天刑疾のものか、穢多同様之御取扱に御座候。

一 右御沙汰之趣、書面に致し、本國え遣し候得ば、本國之もの共、唯今

私より申上候通に相心得、必憤怒を生じ可申候。

一 世界中仰之如き取扱いたし候處は無之候。

此方

一 既に江戸えも止宿爲致候様、談判いたし居候程之儀、何連亞人を賤

しむ筋可有之哉、且一昨日之咄し連も、只今被申聞候主意には更に無

之候。

彼方

一 右之御趣意不相分一候。

議論の筋としては此方に勝味が十分にあるも、押の強き方では、彼方に勝味がある。

〔九九〕 日米條約第八次の談判 (四)

大阪決答
由選々の理

此方

一 大坂之儀は、兼て申入候通、兎角六ヶ敷意味合多く、何分速に挨拶難致、今日迄決答遅々におよび候儀に有之、然ル處、一昨日病人出來之節は、差支候との趣被申聞、尤之筋にも存候に付、勘辨之上、只今之通申入候事に有之候。

彼方

一 病人之外に、申上候事も數多御座候。
 一 江戸は御開、大坂を御開難ニ相成は、何故に御座候哉と申儀申上置候。
 一 大坂は京都より十三里と申儀も申上候。
 一 江戸は第一、京都は第二、大坂は第三と心得候。只今第一之江戸を御開被成、第三之大坂を御開之儀を、六ヶ敷被仰候は、難レ解と申上候。

ハリスの
目的大坂
にあり

知る可し、ハリスの目的は、千言萬語するも、要するところは、大坂開港の一點に存することを。

此方

一 右等之事も承り候得共、大坂は皇居最寄、殊に人心不居合候間、難ニ相成旨申入候處、病人等出來之節は、日歸にては差支候由被申聞候に付、何れ肥後守(岩瀬忠震)參り次第、談判いたし挨拶可レ及旨、申入置候事に有之候。

彼方

一 其通に御座候。

我が拒絶

此方

一 右之次第故、肥後守えも委細申通、勘辨評議之上、今日及答候事に

彼方

一 右之御所置にては、亞人を輕侮被成候筋にて、何分承引難仕候

此方

一 何を以輕侮いたし候とは被申候哉。

此の如く我よりハリスに一撈を與へた。

彼方

一 御談には、晝に限り、夜は不相成こと之趣に有之、右之處即亞人を

御賤被成候專一之處に御座候。

一 大坂御開相成、晝は宜、夜は不相成こと之趣意、誠に以拙候。別

亞人輕侮の抗議

此方

一 右之次第故、肥後守えも委細申通、勘辨評議之上、今日及答候事に

彼方

一 右之御所置にては、亞人を輕侮被成候筋にて、何分承引難仕候

此方

一 何を以輕侮いたし候とは被申候哉。

此の如く我よりハリスに一撈を與へた。

彼方

一 御談には、晝に限り、夜は不相成こと之趣に有之、右之處即亞人を

御賤被成候專一之處に御座候。

一 大坂御開相成、晝は宜、夜は不相成こと之趣意、誠に以拙候。別

此方

一 別段可ニ申入趣意も無レ之候得共、貳百年來之鎖國、何分急遽には難

談判委員の痛手

事實全く此の通りだ。特に大坂開港は、京都との干係から、談判委員に取りても、大なる痛手であつた。彼等が相ひ成る可くは、此の痛手に觸れざらんとしたるは、彼等としては、寔に餘儀なき次第であつた。それを理窟一點張りにて、ハリスにぐんぐん突き込まれては、彼等談判委員も、頗る當惑であつたことと想はる。

彼方

一 江戸は御開、大坂は御開無レ之候は、歐羅巴諸州之政府、必承知不仕、此所より御混雜を生じ候様可ニ相成候。

此れがハリスの一本槍であつた。此の威嚇には、我が談判委員も、頗る參らざるを得なかつた。

大坂閉鎖の不利を説く

此方

一 昨日七個條は大事、大坂は小事と被ニ申聞一候。既に其大事は承知被レ

致候間、小事も同様勘辨被レ致度候。

彼方

一 止宿所之儀承り候も不快、何卒右に付ては、再び御開口無レ之様

致度候。

此方

一 大坂之儀は、猶得と勘辨之上、可ニ申談、其方にも厚勘辨有レ之度候。

彼方

一 七個條を引戻御談可ニ申上候。

此方

一 七個條は談濟之事故、今又改めて談じ候筋は無レ之候。

彼方

大坂問題
保留

念ハリス一

一 大坂之御模様おほさかのごもように寄、猶追なほおつて御談ごたんじ可ニ申上まをしめあげ候。
此かくの如ごとくハリスハリスの一念ねんに、大坂おほさかが離はなれず。彼かれは種々しゆくさま様々の文句もんくを並ならべ來きたるも、
遮しや二無む二大坂開港おほさかかんかうの目的もくてきを達たつせんとしてゐた。

〔100〕 日米條約第八次の談判 (五)

所
ヲ
ル
裁
斷

此方

一 第六个條之内、亞米利加あめりかコンシユライルコンシユライル裁斷所さいだんしよ云々と有レ之、右裁斷所みぎさいだんしよは、
コンシユライルコンシユライルの居宅きやたくに候哉。

彼方

一 仰之通おほせのとおりに御座候。

此方

一 七個條中、再び罪を得しものは、居留之場所より、日本里數三里之外えは、致す可からずと有之、右は居留之場所よりも、他え致すべからずと認候て宜かるべく候。

彼方

一 左候は、戶外え出候事も不ニ相成一樣可ニ成行、矢張右之通御定置可被下候。

此方

一 里數之儀は、其地々々之模様ニ寄候事ゆへ、三里と不ニ限、追て夫々相定、認入候様可ニ致候。

彼方

里數浮ケ

一 里數は如レ仰浮ケ置可申、外文斷は、別段御存寄も無ニ御座候哉。

此方

一 別段存寄無レ之候。

拜所

一 八個條は、日本に居留之亞墨利加人、其法教を修する爲、其拜所を建る場所を定むべしと相認可ニ申候。

彼方

一 三个條に極限之外は、建物等いたし候儀、不ニ相成一事は、能分り居候間、右には及申間敷候。

此方

一 拜所とは何様之所に候哉。

彼方

一 法を修し禮拜いたす處に御座候。

此方

一 埋葬所とは異り候哉。

彼方

一 埋葬所とは違ひ申候。此條約中埋葬所を不ニ認置候は、死去いたし候。

埋葬所

得ば、埋葬は無論之儀故、態と相省置申候。此方

一 埋葬所は、別に一區を設候心得に候哉。又は當方之もの共と一个所に打交被置候積に候哉。

彼方

一 右等之儀は、極瑣末之事故、其場所之コンシユルより、御引替申上候事に可有之候。

此方

法教を修する事

一 法教を修し候とは、如何様之事をいたすものにて候哉。

彼方

一 下賤之者は信心も薄く、禮拜も不行届候得共、身分有之ものは、日々朝夕に禮拜いたし、晨には前夜之無事を謝し、日中之無難を祈り、夕には日中之無恙を謝し、夜中之無事を祈り、日曜日には禮拜所に至り、法師之説法

禮拜所敷

を承り、唯惡事を爲さず、善行を修め候事を主とし、火難盜難病難を免れ候様、祈念致す事に御座候。尤歐羅巴人等は、道路を誦經して通行いたすものは、更に無之候。

此方

一 禮拜所は、每港一个所づゝも建置候て宜ものに候哉。

彼方

一 數个年之後は、二个所或は三个所にも至り可申敷。併亞人は費を省き候を專一と致し候故、先は壹个所に可有之、支那之開港場所には、何れも壹个所而已建置申候。

此方

一 日本人法教之行を害し、又は堂宮を破壊致すなどの儀は、不レ及レ申事故、刪去方可然候。

彼方

法教の行者を害する者處分規

一 右は日本人に不限、亞人之戒にも相成候事故、認置申度、若し此廉を刪去候はゞ、追て醉狂人等日本の堂宮を打毀候事、杯出來之節、其地之コンシユル差向取扱方に困り可申、何レにも、此儘御据置可被下候。

此方

一 次之廉は、日本政府法教に就たる肖像を云々丈は据置、其餘は可ニ刪取候。

彼方

一 人之不和は、宗門より起り候程、大なるものは無之、右は宗旨之爭を防ぐ爲に御座候。

此方

一 左假はゞ、亞米利加人、日本人互に法教に付て之苦を云々と認候様可致候。

彼方

一 夫にて宜御座候。以上は概して末節細條にて、双方共に別段の論議を要するものは無かつた。領事裁判の一件は、他日に於ては一大問題となりたれども、此れは幕府の始祖康が、英人、蘭人、其他の一切外人に對しての定法にて、我の彼に對する被告人は彼にて裁判し、彼の我に對する被告人は、我にて裁判するを當然としたる舊慣に仍りたるものなれば、別段此の一事に就ては、我が談判委員の措置を、彼是論評すべき筋ではあるまい。

【101】 日米條約第八次の談判 (六)

此方

一 九個條に要すべき扶助と申文言有之、扶助とは如何様之事を差して申

候哉。

彼方

一 亞人亂妨いたし候節、コンシユル取押可申處、隨從之者も少なく、手に餘り候砌は、奉行所え可申立、其節奉行所より人數を出し、召捕遣し候儀を扶助と申候。

此方

亂妨人取押方

一 序に申入候。亞人之家へ、日本人の居所へ、亞人亂妨いたし候節は、互に捕へて引渡候様可致候。

彼方

一 亞人之家へ、日本人來り亂妨いたし候節、居留之ものは、皆商人に候間、捕押へ候儀難ニ相成、何レ往來に趨號び、日本人之手を借り、取押候事に可有之候。

此方

一 日本人之家へ、亞人仇をなし候節は、速に捕押へ、引渡候て可レ宜候。

彼方

一 仰之通にて宜候。併開港場所定之儀は、先に至り、細に御談可申上候。

此方

軍器取扱の事

一 十个條に付申入度儀有之、我國にては、軍用之器械は、商民に渡し候儀は、不致仕來に有之候。

彼方

一 自國にては、巨砲は巨砲、小銃は小銃之工人有之、合藥刀劍其他之ものに至るまで、都て平民之手に出來いたし、政府といへども、商民の手より不買上は無之候。

此方

一 日本にては、武器は政府並武家に限り候事にて、商人え相渡候儀は、不相成一候。

彼方

武器販賣制限

一 左候はゞ、其段別に廉を立て、第三个條中、自由商賣之个條に、左之通認入可申候。

一 亞米利加人持越候武器は、政府並武家之外、賣渡申間敷候。

右之通認加可申、尤草稿にて、尙入御覽可申候。

此方

一 夫にて宜敷候。

一般食物と米麥との區別

一 三个條に付、談判いたし度、右は別儀に無之、過日米麥津出し禁止之儀申談候處、廣く食物といたし候方可然被申聞、其趣に認入候積、治定いたし候得共、猶得と勘考いたし候處、是迄外國人之好尙に應じ、煎海鼠其外製し來候もの有之、以後は猶又種々の食物を賣渡し候様可。

相成、右等之邊え對し、食物と認候ては差支候間、矢張米麥と目を掲げ載置候様可致候。

彼方

一 至極御尤に御座候。

此方

一 十一十二三十三四之四个條は、都て存寄無之候。〔參照 三三—三七〕

各國に條約允許等の事

一 十五个條〔參照 三七〕は、此度合衆國と條約取結候上は、向後外國より貿易を乞ふもの有之節は、此條約之通允す可しと認替候様可致候。

彼方

一 此條約を外國之もの共、一覽いたし候時は、日本國にて、十分之免許を出し候事を知り、必ず同様之條約取結申度と相企可申候。

一 右之時に至り、此个條無之は、先年自國之彼理軍艦數艘を率ひ、日本海え渡來之事は、誰も存居候事故、必右之故を以、如斯條約取極候儀

と存じ、何れも軍艦數隊を押し渡來可致、左候時は、矢張夫是御手數も相掛候間、右を未然に防候は、私より認上候通、御記し被成候に不如と奉存候。

軍艦押懸の先例者

ハリス底意

列國が軍艦を率ゐて、日本に押し掛くる先例を、世界に示したるは彼理提督だ。然るにハリスは其の先例に日本が惱まされんことを虞れて、特に此の條項を設けたと云ふ。借問す、其の先例の主は、果して何國の者である乎。然もハリスが、此條を特に挿入したるは、必らずしも日本の爲めのみでなく、其實は餘自の諸國をして、一に悉く北米合衆國の日本に於ける條約の軌範に入らしめんとの底意であつたであらう。

【1017】日米條約第八次の談判 (七)

日本委員の物慣れ

我が談判委員も、今は中々物慣れて來た。ハリスの恫喝杯にて、彼是と狼狽するが如きことはなかつた。

此方

一 右等之儀、其國にて觸候は格別、當方におゐては、條約濟之國に限らず、何方之國人にても、實意を以請ふ者有之節は、譬へ數艘之軍艦を向て來り請ふとも、一艘の小船にて來り候も、同様此條約を規則とし、誠實を以相應じ候積に有之候。

正々堂々の申分

如何にも正々堂々たる申分だ。斯くてこそ我が大日本帝國を代表するの全權委員とは申す可けれ。

彼方

一 御國之御爲と存じ、認置候个條に付、不殘御削相成候ても宜候。併是と同様之儀、和蘭えは御免相成居候。右は如何之譯柄に御座候哉。

和蘭に對する前例

葡國條約
締結の事

此方

一 和蘭え許し候は、ホルトガル國之儀に有之、同國は往古蘭人之申立に寄、渡來差留候儀に付、右之廉も相解さ、且は願次第、何れ之國えも、商賣可ニ差免一と、申達候事有之に付、一旦構ひに相成候、ホルトガルの如きも、願出候は、差許候哉と、書面を以申聞候間、同國にても、差許候積之旨、當方よりも書面を以相答候迄之事にて、條約等え認載候儀には無之候。

彼方

一 左候は、此條約は、外國々にても、望候もの有之ば許すべしと認置申度候。

此方

一 右之通認候ても子細無之候。

一 十六個條に、大君自ら名記云々との廉は、如何之手續に候哉。於二日

大君名記
の事

本は、右様之規定は無之事に候。

彼方

一 御名之儀は、大君御染筆被遊候共、其筋之御役人え被命御認相成候とも、思召次第にて、宜、御調印も同様に有之、假令御自身御認等不レ被遊候とも、認方等被命候得ば、則御染筆有之候も同然之事に御座候。

此方

一 條約之儀に付、其國より使節差越候事、此節共都合三度に有之、就ては此度取極候條約之本書は、當方より使節差出し、華盛頓府に於て爲ニ取替候ては、如何可有之候哉。

井上岩瀨
の意氣

三度とは第一は彼理、第二はアダムス、第三はハリスだ。我より使節を米國に出して、彼地にて批准交換をなすとの意氣込は、至極尤のことであつた。惟ふに井上、岩瀨、少くとも岩瀨其人の如きは、自ら其の役目を帯びて、華盛頓

岩瀬等の失脚

に赴く覺悟であつたであらう。而して此れが尤も適所適材であることは、云ふにや及ぶ。然も人事概ね意の如くならず。翌年には、戊午の大獄出で來りて、岩瀬なども其の餘沫を浴せられ、空しく廢塾の身となり了つた。播く者は穫らず、穫る者は播かず。勞者榮なく、榮者勞なし。吾人は獨り我が談判委員其人の爲め、悲しむばかりではない。

彼方

- 一 至極宜御座候。彌御治定に候得ば、其段條約書にも認加申度、得と御勤考之上、尙可レ被ニ仰下候。右様相成候得ば、私之洪福無ニ此上、國を御覽に入候。丈も、難レ有儀に御座候。
- 此方
- 一 何れ勤考之上、治定之儀、尙可ニ申入一候。
- 右之通御座候。以上。

著々進行

今や談判も、既に峠を越した。尙ほ二三未了の掛案があつたが、大體に於ては、双方の意思が、互ひに相ひ投合して、殆んどスラ／＼と進行した。此れはハリスも漸次日本の近狀に通じ來りたるばかりでなく、且つ我が談判委員其人を諒解し來りて、自然に其の意思が疏通したるものらしく、而して此方に於ても、亦た同様であつたことは、固より云ふ迄もなし。

【一〇三】第八次談判に關するハリスの手記

例によりてハリスは、左の如く第八次談判の顛末を手記してゐる。

米人の大坂居留拒絶

一八五八年二月六日 土曜日(安政四年十二月廿三日) 我等は第三條に就て協議した。予の意外にも (to my surprise) 彼等は亞米利加人が、堺から大阪へ赴きたる際、突然病氣に罹りたらん場合に使用せしむ可き爲め、大阪城外に療病

所を設けんことを提議し、依然米人の大阪に居留することを拒んだ。予は怒つた。(I was indignant) 予は彼等に向て指示した。此れは前回談判の道に横はる二個の難題(案するに京都開市と、米人の日本全國旅行)を、予が撤回するに同意する所以の條件であり、而してそれを基調として、一切を調整す可きことを、十分に合點した上であつたことを。予は彼等に向て語つた。彼等の提議は甚だ以て失禮である。予は再びその事を通譯せらるゝことを肯じない。予は彼等が不信實を容赦なく詰責し、(I taxed them roundly with bad faith) 而して重ねて第七條即ち行旅の權利と、京都に對する要望とを再び提起する旨を通告した。

ハリス
旅及京都
に關する
件再主張

ハリスの
捏ね理窟

以上ハリスの自記によりて、如何に同人が此の一件に就て、激昂したかと思ひやらるゝ。されど此れは我が談判委員の不信實(Load faith)と云ふよりも、寧ろハリスが餘計なる理窟を捏ね、萬一大阪にて米人が急病に罹りたる際は、之を堺まで送還する乎、その爲めに死亡したならば、それが人道問題として、日米

日本委員
に裏を掻
かる

ハリス一
杯喰はさ
る

日本委員
尻込み

間の國際的葛藤を、惹起する心配はなき乎など、假設的の難題をもて、我が談判委員を推し詰めんとしたるが故に、彼の難題に應じ、大阪堺間に、病人收容所を設け置く可しとの新案を、我より發議するに至つたのだ。

さればハリスとしては、斯る相談を持ち懸けらるゝは、寧ろ當然の事であらねばならぬ。然るに彼が斯く怒り出したのは、畢竟我が談判委員に裏を掻かれたが爲めであつたと思はるゝ。

そはハリスの意中には、前記の如き難題を出したるからには、今度は一も二もなく、我が談判委員は、米人の大阪在留を承認するであらうと豫期したのであらう。然るにその豫期が全く裏切られ、而して前記の如く、思はぬ新案を提出せられぬから、彼は如何にも一杯喰はされたる姿となつたのだ。さればハリスは寧ろ我が談判委員に向て怒らんよりも、自己に向て、怒る可きであつた。

ハリスの手記は、尙ほ左の如く續いてゐる。
談判委員等は當分口ごもりし、且つ尻ごみした。而して此の新案は、必らず

しも彼等の目論見ではなく、而して何れ其事に付ては、評議をする（即ち城中に於て、其の廢棄を報告すること）旨を、幾許か承認し、而して條約の他の條項に就て相談す可く提議した。

第六條合致

第六條は合致した。

第七條は三條が決定するまで、延引した。

三條から十五條まで一切合致した。但だ論ずるに足らざる言葉の小修正をもて。

日本遣米使派遺提議

第十六條 大君の氏族的名稱は、"Mitsumoto Iyesada" (源家定)

彼等は批准交換に關する條項に就て、若し予が同意するならば、彼等の蒸氣船にて、その爲めに使節を、カリフォルニアを經由して、華盛頓に派遣せんことを提議した。

ハリス快諾

予はそれに答へて、此れ程予に取りて大慶の事はない。合衆國は日本國が條約を結んだる最初の強國であるからには、最初の日本使節が、合衆國に赴く

日本水夫雇入の事

ことは、予の尤も愉快とする所である。此に於てその條項は改められた。而して更らに若し未見の事件の爲めに、其の時に於て、批准が交換せられざる場合には、條約はその儘實行せらる可き様に、改められた。

貿易に關する章程は、關稅を除くの外、非公式に承諾せられた。予は更らに彼等に向つて、米國船に日本人を、水夫として雇ひ入るゝの權利を與へ、其者が死亡するか若しくは逃亡せざる限りは、三箇年以内に歸還せしむ可き一項を提出す可き旨を報告した。

談判委員等は、來る月曜日に、午前八時から會合し、終日評定す可く同意した。斯くて午後七時延會した。

以上によりて見れば、多少の波瀾はあつたが、談判は頗る圓滿に進行する趣きがあつた。

第十五章 第九次日米條約談判

【一〇四】日米條約第九次の談判 (一)

第九次談判開始

豫定の如く、第九次の談判は、開始せられた。

對話書 九

井上信濃守
岩瀬肥後守

十二月廿五日(安政四年)於ニ蕃書調所、亞墨利加使節え應接仕候趣、

左之通御座候。

一應挨拶畢

「此時堺並大坂之地圖を示す」(朱書)

此方

大坂に就き我が議

一 大坂之儀、段々被ニ申聞一候趣も有レ之候に付、兩人共格別力を盡し、評論に評論を重ね、江戸之通差免候筈に取極申候。此儀に付ては、實に政府におゐても、難ニ取計ニ意味有レ之事に候。

ハリスの恫喝も、此に於て其の効果あるかの如く、當人は自ら感じたのであらう。我が談判委員も、痛し痒しの間、挟まりて、前途に横はる無数の危機を考慮の餘、遂ひに斯くは讓歩したものであらう。

彼方

一 大坂、兵庫、堺等之大灣曲之惣名を、何と唱候哉。

此方

一 攝津之灣と唱申候。

彼方

一 灣中縦横之里數は、如何程有レ之候哉。

此方

大坂灣總名

一 縦は大坂より淡路島迄十八里、横は凡拾五里程と覺申候

彼方

一 過日相伺候趣にては、大坂、堺共遠淺にて、大坂は碇泊所迄貳里、

堺は壹里半、地方より隔居候由、左候ては兩所共船修復は相成兼候

一 拾八里も有之候灣中にては、風波荒き節は、迎も繋り方難ニ出來候

一 兵庫は和田の岬突出いたし居、風波之凌も相成、至極宜港に御座候

一 大坂、堺之外、兵庫も御開被下候儀は相成間敷候哉

所謂る隴を得て蜀を望むもの。ハリスの懸合は、中々抜目がない。

此方

一 風波烈敷凌方難ニ出來節、兵庫に入津いたし候儀は、聊子細無之候

彼方

一 兵庫之儀は、先暫く差置、大坂は江戸同様に御開と之趣、就ては同所に

於て、御取扱方御治定之御書取拜見仕度候

更に兵庫
開港を求
む

大坂にて
取扱方規
定

此方

一 承知いたし候

「此方にて取調候第三个條蘭文譯差出し一覽爲致」(朱書)

彼方

一 意味に於ては、至極御尤御同意に御座候併眼目之處、廉落に相成居

候

此方

一 何れ之廉に候哉

彼方

一 日本人仕切圍等不ニ取建と申事に御座候

此方

一 右は其方申立之通、認入候積に有之候

彼方

商賣の爲の語意

遊歩の境を設けず

- 一 文意は、宜候得共、語路不_レ宜、少々づ、取直し可_レ申_上候。
- 一 住宅倉庫を建_上候儀は、都て商賣之爲と申内に籠_居候得共、商賣之爲と相認_候ては、一體之處究_届に相成_申候。
- 一 譬_ば他_のもの參_り、此度江戸は亞人之爲に御開相成_候趣、若_は連綿住居之爲に御座_候哉と申_候砌は、左様には無_レ之と御答可_ニ相成_一候得_ば、何_の爲に候_哉と押_て御尋_申候は、商賣之爲と御答可_ニ相成_一候。
- 一 商賣之爲と認_候得_ば、商賣相_濟候_後は、片時_も能_在候_儀相不_レ成_直に金川_え被_ニ差戻_一候てもいたし方無_レ之候。
- 一 右_の通に候_間、居留_之地は、追_て日本政府とミニストルにて取極可_レ申_と相認_申度_候。
- 一 江戸、大坂共、市中丈_の儀に候_間、別段遊歩_之境界は認_置候_に及_び不_レ申_候。
- 一 此程御沙汰_之趣にては、人心居合_之處、深く御心配_之御様子御尤_之

御儀に奉_存候_併亞人居住_{いたし}、追々廣_く相_交り、御國人_も、其舉動等見慣_候得_ば、自然打_和候_様相成可_レ申_、右_は年_を積_、時_を待_候より外_{いたし}方無_レ之候。

江戸大坂界址

- 一 只今強_て御談_{申上}候_{とも}、狭少_之地所御免相成_候迄_に候_間、ミニストル參_り候_上、同人_{より}御談_{申上}候_得ば、時節_も違_ひ相_應之場所等御免許相成可_レ申_儀と奉_存候。
- 一 金川_並長崎_、新潟_{にては}、遊歩_、里數_{を取極}申_度候。
- 一 江戸_並攝津_{之港}におゐ_て、散歩_{いたし}候_{里數}は、ミニストル_と之御談判_にいたし、此節_は取極_申問敷_候。
- 一 開_候上_、界址不_レ定_候ては、必_差支_候間_、何_れにも取極可_レ申_候。
- 一 江戸、大坂界址_之儀は、追_てミニストル_と談判_可致_と認_置候_得ば、明白_に御座_候。

ハリスも此の先を見越して、斯くは提議したものであらう。

【一〇五】日米條約第九次の談判 (二)

雜居にあ
らざる事

此方

一 區別之儀不_レ明白_一候ては、國內之規則に不_レ相成_一候間、雜居に無_レ之段、
駢_レと認_レ置可_レ申_一候。

彼方

一 私方にては、壹ヶ所と認_レ候_一上は、數ヶ所に及し候様之儀は、決て
不_レ仕_一、一方に纏_レ居_一候には、相違無_レ之_一候。

文章用語
の事

一 可_レ成_一文章は分明に相認_一、後日之論無_レ之_一様、於_レ私も願_レ居_一候。併
反復重言は抽_レ候_一間、不_レ見_一苦_一様取縮_レ可_レ申_一候。

文章意味
通達_一の事

此方

一 文章は古雅を貴_レび候事、勿論に候得共、意を通ずるを以て主と致_一候
間、字句雅麗にして、意之不_レ盡_一よりは、造語拙くとも、意味詳盡いたし候
様、認_レ度事に有_レ之_一候。

彼方

一 私方にては、達意を專要といたし候間、唯官府之文と、民間通用之
文との違は有_レ之_一候へ共、外に認_レ方は無_レ之_一候。

一 場所之儀は、追てミニストルと政府にて、談判之上、別之場所壹ヶ所取
極可_レ申_一と認_レ候はゞ、雜居不_レ致_一儀は、能相分_レ可_レ申_一候。

此方

一 別といたし候ては、格別宜_一と歎、別段手廣と歎、後々に至り必ず異
論可_レ生_一候間、矢張商賣之爲、一區と可_レ被_レ認_一候。

彼方

一 左候はゞ、一區之場所並商賣之爲と認可申候。

此方 右にて宜候。

居留と雜居區別の事

以上は居留と雜居との區別を分明ならしめん爲めに、我が談判委員から殊更らに注意を加へたものだ。彼等も此點に於ては、中々以て用意周到であつた。

彼方

一 其場所並遊歩之界址は、追てミニストルと政府にて取極可申と、是又相認可申候。

此方

一 滞留居留之差別無之ては難ニ相成一候。

彼方

一 左候はゞ、亞墨利加人商賣之爲江戸大坂を開くべし。此二ツの町各に於て家を借る事出來ず、其場所と遊歩之距離は、ジブロマチーキ、アゲント

と、政府にて取極むべしと認可申候。

此方

一 滞留と申事顯し不置候ては、夫是評論可起候間、滞留商賣之爲といたし、且江戸大坂市中遊歩之距離は、何々と認置申度候。

彼方

一 江戸大坂商賣之爲と認置候上は、市中と別段不斷候ても可宜、商賣之上え、滞留之字は、如仰認加候様可仕候。

借家許可區域

一 千八百六十三年第一月第一日、江戸町を、何年何月幾日、大坂を逗留商賣の爲に開くべし。此二町各之内にて、亞墨利加人家を借る事出來する一區之場所と、亞墨利加人遊歩する距離は、亞墨利加ジブロマチーキ、アゲントと、日本政府にて取極むべし。

一 右にて思召無之ば、治定いたし可申候。

此方

一 宜く候

以上は滯留と居留との區別だ。滯留とは當座のことにて、居留とは永住のこと。乃ち江戸や、大阪は後者でなくして、前者である。

彼方

一 堺と兵庫と一同に御開相成候儀は、相叶申問敷哉。

此方

一 難ニ相成一候

ハリスは中々抜目がない。彼は大阪に接近したる爲めに、堺を得んと欲し、港灣の安全且つ便宜の爲めに、兵庫を得んと欲し、此の如くして兩港を同時に開かしめんとて、斯くは申し立たのだ。されば我が談判委員が、之を拒否したのも、決して理由なしではなかつた。

堺と兵庫
開港の事

【一〇六】 日米條約第九次の談判 (三)

彼方

更に兵庫
開港を求む

一 此程堺之方不都合に候はゞ、兵庫に御替可被下哉之旨、被仰聞一候

可ニ相成一は、兵庫之方に致度存候。彼は堺と兵庫とを、兩ながら得んと欲したが、已むなくば堺の代りに、兵庫を得んと欲した。

此方

一 過日は大坂不開積故、兵庫之事も申入候儀にて、同所より大坂へ参り候途中は、甚六个数土地数个所有之、陸行は逆も不ニ相成一候間、兵庫と相成候得ば、終始舟路而已之往返に有之候

彼方

一 兵庫之方を願候は、船修覆之爲に御座候

兵庫開港
希望理由

此方
 一 兵庫は人家稠密、岸頭僅之餘地も無レ之、中々船舶之修復場など可レ設所には無レ之候。

彼方

一 假令船舶陸地え引上げ不申候得共、堺表之十八里見通之海上とは違ひ、動搖も少く、港内に繋居、相應之修復は出來可レ申候。
 一 大坂、堺而已にて、方今は御据置被レ成候とも、必ず外人共差支を唱へ、不遠兵庫も御開相成可レ申候。

ハリス先見の明

此れはハリスに先見の明がある。兵庫は如何にしても、開港せねばならぬ要地だ。平清盛以來、此の要地は、海外貿易にかけては、何人も閑却し難きところ。

此方

一 風波之難を避け、一時入港之儀は、金川條約之趣も有レ之、無ニ差支候

兵庫開港の拒絶

得共、開き候儀は、迎も難レ成候。船修復所之儀は、淡路島に並居候沖之島の内にて、地所見立定置候様可レ致候。

彼方

一 大坂御開相成、兵庫より之陸行差支候哉。

此方

一 公家領とて、政府之地に無レ之場所、大阪、兵庫之間には數个所有レ之、通行方誠に六個敷候。

彼方

一 御引會申立候趣は、委細本國へ不申遣候ては難ニ相成、大統領始國人、兵庫御開不ニ相成一段、承知いたし候はゞ、何故右様之好港を、其儘打捨候哉と、必ず私を訝可レ申候。

此方

一 右は大坂不開積故、二个所之内、何れにても、其方都合次第と打分申

其理由

兵庫の事
書冊に精

入候儀にて、既に大坂も開き候上は、右様には難成候
彼方

一 兵庫之儀は、書冊にも精く、且魯西亞人の説も有之、大統領能存居
申候

此方

一 堺と大坂とは接近之地故、組合せ相開候事に付、若し兩所とも鎖し、
兵庫壹个所相開候て宜儀に候はゞ、其通り可ニ承届候。

彼方

一 彼理之條約にも危難之節は、何れ之港にても入船不苦旨、認有之候。

一 兵庫は碇を買并船修復いたし候に、便利に付、其爲御開被下度候。

兵庫良港

流石にハリスには、先見の明がある。現在に於ける兵庫が、日本の一大造船場
であることを考ふれば、如何にも其言の適中に驚かざるを得ない。

此方

船修復所

一 船修復は、沖之島に候得ば、差支無之候。

彼方

一 同所は漁民而已に候哉。商人も住居致し居候哉。

此方

一 商人は居不申候。

彼方

一 左候得ば、仰に隨ひ、大坂、堺と取極可申候得共、追ては兵庫も御開
相成候様可ニ成行、此儀は能御覺可被爲入候。

【一〇七】日米條約第九次の談判 (四)

彼方

諸所開市年限

一 江戸并 金川御開之年限は、此程御取極相成申候。堺、大坂は千八百六十一年七月四日（文久元年五月二十七日）より、一同御開相成候様仕度候。此方

一 堺は金川を開候後一年相立、則千八百六十年七月より、大坂は江戸より是又一個年之後相開候様可致候。彼方

堺大坂同
時開港の
希望

一 堺、大坂之距離は、僅三里計りにて、容易に見通し相成候場所之儀故、是非同時に御開被下候様仕度候。此方

一 大坂は江戸より一年後れに不ニ相成一候ては、何分差支申候。彼方

一 左候は、江戸を千八百六十一年に御引上、大坂を千八百六十三年に御開被下度、尤堺は大坂と相離候ては、不都合に御座候間、同時に御

開可被下候。

此方

一 江戸を六十二年、堺、大坂を六十三年に可致候。彼方

一 只一個年之事に御座候間、申上候通、御開置可被下候。此方

一 大坂を江戸同様に開候は、實以六個敷儀之處、過刻も申入候通、兩人とも格別力を盡し、種々評論を重ね、稍其方之申條も相立て候儀故、右等之邊得と推考斟酌有レ之度候。彼方

一 江戸は千八百六十二年第一月一日（文久元年十二月二日）大坂、堺は千八百六十三年第一月一日（文久二年十一月十二日）御開と致し候は、御差支も有レ之間敷、是にて御治定可被下候。

開市年限
決定

新潟代港

此方
一 其通可致候

彼方

一 新潟之儀、合衆國之不都合と存候節は、西海岸之内にて、可然代港相撰可取極と認加申度候。

此方

一 當方にて、諸侯之領内環にては差支候間、何れ其節は別段評議之上取極可申候。

彼方

一 先年彼理箱館表御開港之儀相願候節、同所は諸侯之領地之由にて、最初は御許容無之候得共、追々御引會申上候處、遂に政府へ御取上にて、御開相成候趣、承知仕居候。左候へば、諸侯之領地にて、御取上相成候は、御差支は有之間敷候。

諸侯領内
開港先例

此方

一 箱館は一體政府之地にて、中古松前へ御預相成候處故、御引戻し相成候は、則復古いたす迄之儀に付、聊無子細一行届候事に有之候。此れは決して飾辭ではない。事實全く其通りであつた。

彼方

一 西海岸諸侯領之内にて、宜港有之候節は、亞墨利加人民之爲め、政府より御借受相成候は、子細有之間敷奉存候。
一 西海岸にて二港と申上候處、一港に引縮候、心底御推察可被下候。ハリスも中々押が強い。

此方

一 此方にて、日本全國にて、三港と申處、數港相開候は、其方都合を察候事に有之候。

彼方

西海岸良
港借入の
議

西海岸開港
日希望の

一 私方よりは、一體十二港と申上候。
 一 西海岸御開相願候は、商賣之儀に無之、鯨漁船之爲に候間、何卒安全之場所御撰被下度候。

此方

一 新潟港若し差支候は、兩國政府談判之上、代港取極可申候。

彼方

一 第七个條、初より得と御覽可被下候。

一 箱館、新潟、長崎之三港は、居留之者之爲、遊歩之里數十里と定可申候。

此方

一 長崎は、既に外人散步之堺址も取極置候間、其通に可致候。尤當方にては、公領私領之堺を以て、限を立候間、里數を以論じ候儀には難レ至候。

一 右之御定則、私には一向心得不申候。

彼方

一 右之御定則、私には一向心得不申候。

【一〇八】 日米條約第九次の談判 (五)

此方

一 繪圖貸渡候様可致候。

彼方

一 箱館、新潟之儀は如何。

此方

一 箱館は兼て五里之定有之候。

彼方

繪圖貸渡

遊歩區域の窮窟

- 一 右は水夫其外一時滯船之者限り之儀にて、居留之者には、不都合に御座候。
 - 一 居留と申候ても、六ヶ月にて引拂候者も、又は十ヶ年居候者も可有之、然ルに五里と御取極相成候は、禁錮之姿に相成、且條約面甚不體裁に御座候。
 - 一 西洋にては、條約無之者も勝手に徘徊相成申候。
 - 一 十里御免相成候ても、日本全州に比候得ば、誠に瑣細之事に御座候。
 - 一 金川は江戸、堺は大坂、京都に接近之事故、右之場所は、格別に相心得居申候。
 - 一 長崎、箱館、新潟は遠國之儀にも有之、十里と申上候とも、聊御差支も有之之間敷候。
- 此方
一 右は何地も其所之奉行え委任之事故、兼て申談候通、其地に付て

返答保留

堺址旅行と引會難し

- 不取極候ては、如何様之差支有之之も難計候間、追て右奉行え引會之積、取極可置候。
- 彼方
一 江戸、大坂等は、ミニストルにて、取極出來致し候得共、每港之堺址、其地之御奉行と引會候儀は、難相成一事に候。
- 此方
一 長崎は繪圖相示し可申、箱館之儀は、是迄之通にて、据置候積に付、別段取調も不致候間、何れ同所之奉行え相尋候上可ニ申入候。
- 彼方
一 新潟は如何御座候哉。
- 此方
一 港へいまだ治定も不致候に付、何れ場所定り候上にて、取極可申候。

金川遊歩
區域

彼方

一 左候はゞ、三个所とも、只今之御談には難レ參候哉。

此方

一 其通に候。

彼方

一 金川は如何御座候哉。

此方

一 過日申入候通り、東北は六郷川、西南は境木、北は縣令之支配所故、

尙其筋不ニ相糺候ては、難ニ申入候。

彼方

一 四方え之里數は如何程御座候哉。

此方

一 金川より境木迄二里半、六郷川迄も二里半有レ之候。

彼方

一 西洋人は、恣意に歩行致す癖御座候。

一 如レ此狹隘之地に罷在、同じ所にて遊歩致し候得ば、自然病を生じ、狂

人と相成可レ申候。

一 六郷川之方は除き、外三方は十里充御免可レ被下候。

此れはハリスの立場として、如何にも尤の次第だ。區域の制限は止むを得ぬ

としても、全く究屈至極であらう。

此方

一 左候ては、只今被ニ申聞候堺金川之儀は別段と之事は、更に意味不ニ相

聞候。

彼方

一 金川を別段と申候は、六郷川を限りと致し候事に御座候。

一 一時滞留之者にて、下田、箱館之通、七里、五里御免相成候。況や

西人遊歩
の癖

金川別段
扱ひ

連綿住居之者、右様之御處置にて、至當之筋と可ニ申上二哉。得と御勘考可
レ被レ下候。

此れはハリスとしても、十分抗論の理由がある様だ。

此方 一 先達て下田、箱館え其國商民引移之儀取極候節は、居留致し候迎、

居留渡來
辨別の不
都合

別段堺址之儀は不レ被ニ申立、今に至り俄に居留渡來之辨別等強て被ニ申聞一候
は、不レ穩事と存候。

彼方

一 其節不ニ申上二儀は、商民引移候迎、商賣を開候には無レ之、殊に
聊之人數、右等之儀迄申上候も、餘り手廻り過候事故、其儘打過候

儀に有レ之候。今般之如く、貿易御許相成候上は、必ず多數引移可レ申、
御沙汰之如く、狹隘之地にては、悉く難溢致し候故、強て願候儀に御
座候。

【一〇九】日米條約第九次の談判 (六)

此方

七個條則
去の意か

一 此程七個條を刪去る積には無レ之候哉。

彼方

一 右は日本のある部分を、旅行可レ致と申廉に御座候。
一 仰に隨ひ、若里數之儀除去候は、自國之者共、此條約を一覽致し、
里數之限無レ之を押へ、日本國中歩行致し候様可ニ相成、左候時は、意外

ハリス一
理あり

之御手違等出來可レ致、何れにも此廉は載置不レ申候ては難レ計候。
里數は長短何れにもせよ、定め置く必要がある。ハリスの所説、寔に一理あり
だ。

此方

一 十里杯申候ては、迎も一日には往返不レ被レ致、自然止宿等も不レ致候

ては相成間敷候

彼方

一 若し途中にて日暮に及び候はゞ、逗留とは譯違、一泊致し候儀は、何

も子細有之問敷候

一 西洋人は他人之家に泊する事を好不申候

一 外國人之風儀は、各様未ダ御存知無之儀奉存候

一 繁劇之事を取扱、其事全く畢り候節は、兩三輩も申合、快晴を

トし、十里も散歩し、其地々々之美味を喰ひ、恣意に氣色を延し申候

如何にも其通りだ

此方

一 信濃守(井上清直)は存知之通り、既に三四年以來、始終其國之者等え接會致し、肥後守(岩瀬忠震)は、長崎表にて、是又海外之者え數十百度引會候儀之處、矢張其許より見候時は、外國人之風儀等不知者と可被存、況や我國

外人一泊
困難の事

之細民、終に外人を見不及者之處に至り、不時に一泊之事杯被申入一候

彼方

一 外國人之交際之事は、御兩人様能御存知に候得共、其緩優之事情は、い

まだ御辨へ無之と申上候儀に御座候

一 下田は山路險惡故、車を用ひ候事は不仕候得共、東海道は平坦に

候間、本國より車取寄候積、右參り候はゞ、御同車にて遊行仕度

候

ハリスも中々人を喰つてゐる。

此方

一 右様之掛合而已にては、只あきれ果候迄の事に候

彼方

一 何故に御座候哉

遊行車取
寄せ申出

日本外國
同視の弊

此方

一 我國も尙外國同様に被_レ存、差掛止宿等可_レ被_レ致由、談判は不_レ纏第一に有_レ之候。

彼方

一 旅宿へ止宿致し候は、何も差支は有_レ之間敷候。

此方

一 旅籠屋は、東海道筋而已にて、脇道え遙入候ては、絶て無_レ之事に候。

彼方

一 常人家え不_レ可_レ立入一段は、彼理條約中にも有_レ之候間、旅店に無_レ之所えは、參り不_レ申候。

此方

一 高山に登り遠望致し候儀は、外國人尤好み申候。

彼方

一 遊歩は、是非とも十里に無_レ之候ては難_ニ相成一候。

外人高山
な好む

此方

一 假令ば五里に定候ても、往返致し候得ば、十里に相成候間、十里無_レ之逆、遊歩、差支候筋は有_レ之間敷候。

彼方

一 自國には、一日二十里も歩行致す者幾人も御座候。

此方

一 我國にも達者に歩行致者は、澤山有_レ之、併五里も遊歩致し候は、運動には十分之事に候。狹隘故、病を醸し候杯との儀は、決て無_レ之事に候。

彼方

一 外國之者は、十里位之場所は、極狹隘に存申候。

五里、十里、此れは全く當時日本の風習と、外國の風習との相違から出で來りたる計數だ。我が談判委員の五里も、ハリスの十里も、何れも自國の現狀に即した見地からの主張だ。

狹隘非異
陸の間谷

1107 日米條約第九次の談判 (七)

日本委員
強説

此方

一 兼て申入候通、江戸、金川、堺、大坂は格別六个敷地に候得共、出格之譯を以、開候事に付、遊歩丈之儀は、其方にも格別勘辨を加へ、申入候通承伏可被致候。

彼方

一 右故堺、大坂、江戸は、追て之御談と仕候。

一 金川は北之方六郷川にて限置候間、其餘之三方丈は、十分に不致候ては難ニ相成候。

一 堺、大坂は、京都最寄之事故、追てミニストル參り候上は、御國之事情等同人相辨へ候得ば、如何様にも御都合宜く可ニ相極一事と奉存候。

一 金川は、何等之御差支有之、只今御極相成兼候哉。

十里の許
可難

此方

一 東海道筋之外は、悉皆山林等にて、打開候處は、更に無之、何れにも其筋相糺し候上に無之ては、堺限之様子相分兼候。尤何れに致し候とも、十里抔と之申條にては、逆も談判難ニ出來候。

彼方

一 下田之如き山路高低之處にても、猶七里は御免相成候。右を平坦之場所に引延し候は、必ず貳拾里にも及可申候。

一 山に登り林を廻り候は、風景を弄び、鬱滞之氣を散じ候爲にて、右之場所を、我者にいたし、持歸り候様之儀は、素より無之事に御座候。

堺限確定
の要

一 當方に於ても、壹里半里を争ひ、徒らに論談を重候には無之、只後年迄堺限發輝と相立候様致度、就ては國郡之堺、或は川等に據り、不取極候ては、自然紛は敷相成候故、斯は申談候事に有之候。

我が談判委員の語る所は、全く掛引なき實情であつた。

彼方

一 外國人は、凡賓客之如く、何事も緩優に御待遇被_レ成候方、却て御國之御爲と奉_レ存候。

一 孔子之教にも、博く人を愛すると有_レ之、究屈に取扱候は、萬國之惡む所に御座候。

ハリス亦尤し

ハリスの所説、亦た彼としては尤の申分だ。

此方

一 此方にては、敢て究屈に取扱候儀は無_レ之候。

彼方

一 遊歩いたし候_レ邊、先々に於て滞留等いたし候には無_レ之、住所は素より壹个所に限り候間、申上候通御免相成候_レ邊、御差支は有_レ之間敷奉_レ存候。

堺限地形相應を要す

此方

一 申入候通承伏無_レ之上は、尙勘辨もいたし、且は其地之模様等得と不_レ取調候ては何分難_レ及_二挨拶候。

彼方

一 其地に臨み、御取調等之儀は、堺之如き、京、大坂等之御差支有_レ之地は格別、左も無_レ之場所は、速に御決斷有_レ之候て可_レ然儀と奉_レ存候。

此方

一 何れにも、堺限は、地形に應じて、不_レ取極候ては難_二相成候。

彼方

一 金川も堺之如く、堺址之儀は、當今除置可_レ申とも存候得共、只今申上候通、條約中に其廉無_レ之候ては、渡來之國人共、諸方え散出可_レ致と、竊に懸念仕候間、斯は御談申上候事に御座候。

此方

一 此方逆も、取極置度存候は、同様之事に有レ之候。

一 下田は一時渡來之者之爲七里、金川は居留之者之爲貳里半との御沙汰、何分穩當之御所置とは不奉存候。

ハリスは下田に於ける外人遊歩範圍の七里を楯に取りて、斯くは突き込んだのだ。

【一一一】日米條約第九次の談判 (八)

彼方

一 私儀最前每港之堺址、何れも貳拾里と存付候得共、金川條約に、下田を七里と定候廉に對し、居留之譯を以、一倍の拾四里と定め、一个年以

ハリスの十縮取理由

十里なほ窮窟

世界皆通行自由

上滞在之者は、日本全國遊歩致候様可ニ取極ニ存居候處、追々被ニ仰聞ニ之趣も御座候に付、尙取縮拾里と申上候儀に御座候。

一 拾里にいたし候ても、居留之者には、究屈に候間、一个年之後は、全州旅行と申上候。然る處、旅行之廉も尙御談に付、引戻申候。

一 右全州旅行之廉引戻候上は、拾里之處を、貳拾里に被ニ成下候ても、宜事に御座候。

一 世界中日本之外は、何れも之所にても、通行不ニ相成地は無レ之候。

一 拾里に極候共、外國人共は、猶究屈にて、不足に存じ、必ず此條約を一覽し候はゞ、眼を倒にし、書を擲捨可申候。

一 里數御拒之儀は、實に驚入候事に御座候。

一 日本政府に於て、亞米利加國え、眞に御懇親被ニ成候思召に候はゞ、里數など御取極には不レ及事に御座候。

一 右に付、彼是御沙汰御座候は、御内實之處、矢張獄屋え御繫置被ニ成

候も、同様之御趣意と相聞申候
 一 拾里と御定被下候ても、中々其界限迄参り候事は無御座候
 ハリスも随分思ひ切りて、其言はんと欲する所を言うた。

此方

一 被ニ申聞候趣は、能相分り候得共、何分於此場有無之決答難致、何れ取調之上、可レ及ニ挨拶候

彼方

一 左候は、堺址之儀は浮置、條約御取極被成候思召に候哉。

此方

一 何れにも場所之様子相糺、界限相定候上、條約取極可レ申候

彼方

一 七个條之内、不作法有て、兩度裁斷せられし亞墨利加人は、其身を居留する處之場所より、日本里數三里より云々と有之、只里數は如何御座候

確答を與へず

哉。

此方

話頭一轉

一 是以平民散步之界限不ニ相定上は難レ及ニ決談候
 居留外人行歩の範圍に就ては、双方の意見が、上記の如く容易に合致しない。而して我が談判委員等は、其の實際調査の上にあらざれば、其の界限は定め難しと云ふ。此の如くして話頭は一轉して、左記の如くなつて來た。

此方

條約交換の事

一 過日申入置候條約本書爲ニ取替之儀は、彌當方より使節被ニ差遣一於ニ華盛頓府爲ニ取替候事と治定致し候
 乃ち批准書交換が、我より使節を華盛頓府へ特派して、之を行ふ可しとのことだ。

彼方

一 左候は、拾六个條之文言、左之通取直可レ申候

實施期限

第十五章 一一一 日米條約第九次の談判 (八)